



RIETI Discussion Paper Series 02-J-015

アンチダンピング、セーフガード等 WTO 貿易救済措置の地域貿易協定における扱い

相樂 希美
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

アンチダンピング、セーフガード等 WTO 貿易救済措置の 地域貿易協定における扱い

独立行政法人経済産業研究所研究員 相楽希美

要旨

近年、地域貿易協定が WTO を中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして、活発に締結されている。この地域貿易協定の締結に当たり、競争政策の協調や補助金規律の強化で代替することにより、貿易救済措置（アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置）を域内で相互不適用とすることを定めている例が多く見られるようになって来ている。

そこで本稿では、様々な地域貿易協定における、アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の規定の実態を明らかにするとともに、WTO 地域貿易協定委員会における議論、関連紛争案件における論点等を包括的に検討することによって、地域貿易協定における貿易救済措置の規定にあり方に関する提言を行う。

キーワード：WTO、地域統合、自由貿易協定、関税同盟、アンチダンピング、セーフガード、補助金相殺関税

JEL classification: F02、F13、F15、K33

本稿を策定するにあたり、経済産業研究所のリサーチセミナーにおいて、数多くの方々から有益なコメントを頂いた。また、東京大学の小寺教授、経済産業研究所の荒木研究調整ディレクターからは詳細なコメントを頂いた。記して感謝したい。なお、本稿の内容や意見は、筆者個人に属し、経済産業研究所の公式見解を示すものではない。

目次

1. はじめに
2. 地域貿易協定における貿易救済措置のマクロ的考察
 - 2.1 アンチダンピング措置
 - 2.2 補助金相殺関税措置
 - 2.3 セーフガード措置
3. 個別地域貿易協定における貿易救済措置の規定と政策協調
 - 3.1 欧州におけるアプローチ
 - (1) EU(欧州連合)
 - (2) EEA(欧州経済領域協定)
 - (3) EFTA(欧州自由貿易連合)
 - (4) EFTA - シンガポール自由貿易協定
 - (5) 中東欧諸国のEU加盟
 - (6) EU - トルコ関税同盟
 - (7) EU - メキシコ自由貿易協定
 - (8) EU-MERCOSUR 地域間枠組み協定
 - 3.2 米州におけるアプローチ
 - (1) NAFTA (北米自由貿易協定)
 - (2) カナダ - チリ自由貿易協定
 - (3) カナダ - イスラエル自由貿易協定
 - (4) MERCOSUR (南米南部共同市場)
 - (5) FTAA (米州自由貿易地域)
 - 3.3 アジア大洋州におけるアプローチ
 - (1) AFTA (ASEAN 自由貿易協定)
 - (2) ANZCERTA (オーストラリア - ニュージーランド経済協力協定)
 - (3) ニュージーランド - シンガポール経済協力協定
 - (4) 日 - シンガポール新時代経済連携協定
 - (5) APEC (アジア太平洋経済協力)
4. 地域貿易協定における貿易救済措置の扱い概観

- 4.1 規定のあり方の多様さ
 - 4.2 協定締結・改正の年代的影響
 - 4.3 関税同盟における貿易救済措置
 - 4.4 域内における対世界セーフガード措置の適用の三極化
 - 4.5 域内(二国間)セーフガード措置の移行期間における適用
 - 4.6 アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置と政策協調
 - 4.7 貿易救済措置による貿易阻害効果への言及
 - 4.8 注目される今後の貿易救済措置の扱い
5. 地域貿易協定関連システミック・イシューと紛争案件
- 5.1 貿易救済措置に関する主なシステミック・イシュー
 - (1) 論点1:関税その他の制限的通商規則への該当
 - (2) 論点2:セーフガード措置の域内不適用
 - (3) 論点3:アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置の域内不適用
 - (4) 論点4:重大な損害の決定と措置の適用対象のパラレルリズム
 - (5) 論点5:関税同盟における域外国への貿易救済措置の自動適用
 - (6) 論点6:関税同盟と自由貿易協定では異なるか
 - 5.2 関連紛争案件
 - (1) トレコ - 繊維及び繊維製品輸入数量制限ケース
 - (2) アルゼンチン - 履物セーフガードケース
 - (3) 米国 - 小麦グルテンセーフガードケース
 - (4) 米国 - 羊肉セーフガードケース
 - (5) 米国 - 綿糸繊維セーフガードケース
 - (6) 米国 - ラインパイプセーフガードケース
 - 5.3 論点の考察
 - (1) 貿易救済措置の紛争化の傾向
 - (2) セーフガード措置の域内不適用
 - (3) アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置を巡る動向
 - (4) 勧告の実施と地域貿易協定委員会へのフィードバックの必要性
6. おわりに～地域貿易協定における貿易救済措置の望ましい形態～

1. はじめに

近年、地域貿易協定が WTO を中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして、活発に締結されている。2002年初めの時点で WTO に通報(届け出)されているものだけでも、150を超える地域貿易協定が存在する。

地域貿易協定締結の主眼が加盟国相互の関税の撤廃にあることは自明であるが、同時に貿易救済措置(「アンチダンピング措置」、「補助金相殺関税措置」、「セーフガード措置」)についても、域内での相互不適用を始め様々な取極めがなされてきている。

貿易救済措置は WTO 協定に基づき一定の要件の下で発動が許されている輸入制限措置であるが、輸入により重大な損害を蒙る特定の国内産業を保護する一方で、国内消費者や国内ユーザー産業、輸出国の産業には、価格の上昇や不安定な貿易環境、貿易歪曲効果等の悪影響を及ぼすことが近年広く認識されてきている。このため、地域貿易協定の締結に当たり、競争政策の協調や補助金規律の強化により代替することで、貿易救済措置の域内相互不適用や、域内での発動規律の強化を定めている例が多く見られるようになって来ている。

そこで、本稿では、様々な地域貿易協定における、アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の規程の実態を明らかにするとともに、WTO 地域貿易協定委員会における議論、関連する紛争案件における論点等を包括的に検討することによって、地域貿易協定における貿易救済措置の規定のあり方に関する提言を行うことを目的とする。

以下、2.においては、WTO の地域貿易協定委員会の調査に基づき、1998年までに WTO に通報された69の地域貿易協定のデータに基づき、地域貿易協定におけるアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の扱いのマクロ的考察を行う。

3.においては、地域貿易協定に活発に取り組んでいる、欧州、米州、アジア、オセアニアに着目して、これらの地域貿易協定における貿易救済措置の規定の実態について明らかにする。また、貿易救済措置と相補的な効果を有する域内の競争政策、補助金政策に関する規程の実態についても同様に明らかにする。

4.においては、2.及び3.で検討した複雑かつ多様な地域貿易協定における

貿易救済措置の扱いの実態から、地域性や年代その他の軸に照らしつつ、傾向を探る。

5.においては、地域貿易協定における多様な貿易救済措置のあり方の WTO 協定整合性について、WTO 地域貿易協定委員会での議論及び関連紛争案件などをもとに、論点の抽出と整理を図る。

最後に、分析結果を踏まえ、地域貿易協定における貿易救済措置の望ましい形態について考察する。¹

¹ なお、文中、地域貿易協定を「関税同盟」と「自由貿易協定」の2つに区別したが、この整理については、GATT 24条の関連規定に従った。

2. 地域貿易協定における貿易救済措置のマクロ的考察

1990年にオーストラリア - ニュージーランド経済協力協定 (ANZCERTA) が、アンチダンピング措置の相互不適用を実施して以来、地域貿易協定における貿易救済措置の域内不適用に関する議論が活発化した。特に、WTO の創設とともに、1995年に新たに設けられた地域貿易協定委員会 (Committee of Regional Trade Agreements) で、各々の地域貿易協定の審査が行われ、貿易救済措置の規定についても検討対象となった。

1998年に、WTO 地域貿易協定委員会の事務局は、それ以前にWTOに通報がなされた69の地域貿易協定のデータに基づき、「Inventory of Non-Tariff Provisions in Regional Trade Agreements」と題する報告書をまとめている²。まず、この報告書のデータに基づき、地域貿易協定における貿易救済措置の扱いのマクロ的把握を行うこととする。

2.1 アンチダンピング措置

調査の対象となった関税同盟、自由貿易協定を合わせた69の地域貿易協定のうち、62の地域貿易協定が域内加盟国間のアンチダンピング措置の発動を許容している。内訳は、関税同盟が10件中8件³、自由貿易協定が59件中56件である。この指標には、個々の地域貿易協定のインパクト(例えば、加盟国の経済規模や貿易量、地理的カヴァレッジなど)は反映されていないが、1998年の調査の時点では地域貿易協定締結におけるアンチダンピング措置の域内撤廃は約1割程度の現象であったことが分かる。

また、同調査によれば、90年以降に締結された地域貿易協定については、明確なアンチダンピング措置に関する条項の設置とGATT/WTOの参照⁴が一つの特徴となっており、アンチダンピング措置の扱いへの関心の高まりが反映されている。さらに、69件中53件(ほぼ5分の4)については、措置の発動に先立って、監視機関への通報や関係国間での協議を行うことが要請されており、措置の濫用を未然に防ぐ調整機能がビルトインされていることが着目される。

² “Inventory of Non-Tariff Provisions in Regional Trade Agreements” (WTO:WT/REG/W/26)。

³ ただし、このうち2件は、移行期間に限定されている。

⁴ ダンピングの定義や、発動手続き等に関し、GATT/WTOルールを参照している場合が多い。

2.2 補助金相殺関税措置

補助金相殺関税措置についても同様であり、69件中64件については、域内加盟国間での措置の発動を許容している。しかしながら、そのうち46件については、措置の発動に先立つ通報や協議の要請が含まれている。また、90年以降に締結された地域貿易協定については、ほぼ全て⁵について「競争を歪曲する(及び恐れのある)補助金又は国家補助は協定の下での義務と整合的でない。」との一般規定が設けられていることは特筆される⁶。

2.3 セーフガード措置

セーフガード措置については、GATT 19条タイプの緊急輸入制限措置⁷については、69件中68件の地域貿易協定において発動が認められている。そのうち、6件については移行期間に限るものである。また、それ以外にも国際収支上の問題を生じた場合、国内構造調整や幼稚産業保護の場合にセーフガード措置を認める条項や、農業分野について別に定める条項等が見られる。また、多くの場合、事前の通報や協議の義務付けや、自由貿易協定に与える歪みが最も少ない措置をとる事が望ましいとの記述が見られる。

セーフガード措置についても、約1割が移行期間を経て不適用とすることとしているようである。

⁵ 関税同盟5件中4件、自由貿易協定45件中44件。

⁶ また、WTO協定の枠組みと同様に、地域自由貿易協定においても多くの場合、農業補助金は工業製品への補助金と分けて規定されている。

⁷ GATT 19条 1(a) :締約国は、事情の予見されなかった発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務(関税譲許を含む。)の効果により、産品が、自国の領域内における同種の産品又は直接的競争産品の国内生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような条件で、自国の領域内に輸入されているときは、その産品について、前記の損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、その義務の全部若しくは一部を停止し、又はその譲許を撤回し、若しくは修正することができる。

3. 個別協定における貿易救済措置の扱い

前述のWTO事務局報告書は、1998年以前の状況しか捕捉できておらず、また個別の協定における貿易救済措置の規定振りについては明らかにされていない。そこで以下では、地域貿易協定の主たるプレイヤーと見なされる、EU、EFTA、米国、カナダ、MERCOSUR、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN(シンガポール)等に着眼して、個々の地域貿易協定における貿易救済措置の扱いの規定と、競争政策、補助金政策に関する政策協調についての規定について詳細を検討する。

3.1 欧州におけるアプローチ

(1) EU(欧州連合 :European Union)⁸

EUでは、1958年に発効したローマ条約により、域内の関税、数量制限が撤廃されることとなったが、これに伴いアンチダンピング措置の適用についても撤廃している。補助金相殺関税、セーフガード措置についても、域内では輸出入関税や同等の効果を有する課徴金の新設や引上げが禁じられていることから、適用されていない。

EUの特徴は、モノ及びサービスの貿易、人や資本の移動についての完全な自由化が図られており、関税同盟として対外的に共通の関税政策を採っていることである。競争政策については、ローマ条約第81条、第82条⁹、理事会規則等の共通政策が域内で適用されているとともに、国の補助政策についても、競争をゆがめ、加盟国間の貿易に影響を及ぼすものについては、共通市場と相容れないとして、EC委員会が廃止や修正の決定を行うことができる。このために、EUでは、加盟国における国の援助制度の常時審査も行っており¹⁰、関係当事国が決定に従わない場合には、EC委員会または他の関係国が欧州裁判所に提起することができる。(ローマ

⁸ 現在の加盟国は、15カ国 :ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、英国。また、表記は紛争処理関連の項を除いて「EU」を統一的に用いた。

⁹ 1999年に発効したアムステルダム条約第12条の規定により、旧第85条が第81条に、旧第86条が第82条に条文番号が変更。

¹⁰ 例えば、2001年9月11日に米国で起きた同時多発テロの煽りを受け、ベルギーのサベナ航空が倒産した際にも、同会社への補助は域内の競争に悪影響を与えるとしてEUは認めなかった。

条約 87条、88条¹¹。)

EU の場合には、域内関税の撤廃による自然な帰結として貿易救済措置が撤廃された。しかしながら、同時に域内の統合の度合いも深く、競争政策、補助金政策の共通ルールが定められたことから、通商相手国の貿易歪曲的な慣行への対抗措置というアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置の目的自体が、より広範な共通ルールによって代替されていると考えられる。

EU は、このように域内での貿易救済措置の撤廃を行っているが、域外に対しては、多くの貿易救済措置を発動している。この域内と域外との扱いの差から生ずる貿易上の利益・不利益は、近隣諸国の EU との通商交渉のあり方にも少なからず影響を与えていると考えられる。

(2) EEA (欧州経済領域協定 :European Economic Area)

EEA は 1992年に、EU とスイスを除く¹²EFTA (欧州自由貿易連合)の 3カ国 (ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)との間で調印された協定である。域内では、モノ及びサービスの貿易の自由化、人や資本の移動の完全な自由化が実現されている。

EU とEFTAの間では、工業製品に対する関税を撤廃する自由貿易協定が 1972年に既に結ばれており EFTA 諸国は、1992年の EEA の締結において、アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置の撤廃を目的の一つと考えていた。EU 諸国によるこれら措置の発動の脅威を無くし、より安定的な統合市場を目指したいと考えていたからであり、結果的に撤廃が実現している。EEA 26条¹³にアンチダンピング措置と補助金相殺関税措置は適用しないと定められている。ただし、議定書 13¹⁴により

¹¹ 旧条文番号は、各々 92 条、93 条。

¹² スイスは、1992年 5月に EU に加盟申請したが、同年 12月の EEA (欧州経済領域)加盟に関する国民投票で加盟が否決されたため、EU への加盟申請が凍結された。その後、1999年に EU との間で自由貿易協定を締結。これによりスイスも含め、EU、EFTA加盟国による欧州市場の自由化が実現された。

¹³ EEA Article 26: Anti-dumping measures, countervailing duties and measures against illicit commercial practices attributable to third countries shall not be applied in relations between the Contracting Parties, unless otherwise specified in this agreement.

¹⁴ Protocol 13 on the Non-Application of Anti-Dumping and Countervailing Measures :

The application of Article 26 of the Agreement is limited to the areas covered by the provisions of the Agreement and in which the Community acquires

不適用の範囲はEEAの対象かつ Community acquis が十分に統合されている分野に限ること(従って、農業分野は除外)と第三国からの迂回を避ける場合にはアンチダンピング措置・相殺関税措置を取り得るという制約が課されている。

EEA の締結により EFTA は EU の acquis communautaire の多くの部分を受け入れ、競争政策や政府補助金政策についてルールを共有している。ただし、共通農業政策 (CAP) と共通漁業政策については共有しなかったために、同分野がアンチダンピング措置等の廃止の例外となっている。

セーフガード措置については、経済的、社会的、又は環境に関する深刻な困難が生じた場合に発動の権利を残している。ただし、事前通報や協議の義務付けや3ヶ月ごとの見直しなど、規律が強化されている (EEA 112条、113条、114条)。

(3) EFTA¹⁵ (欧州自由貿易連合 : European Free Trade Association)

EFTA は元々 1960年に調印された条約に基づき設立されたが、近年 EUとのEEAの締結、1999年のスイス - EU間の自由貿易協定の締結を受け、1999年に大幅な改正が行われた。これにより、EFTA域内のアンチダンピング措置と補助金相殺関税措置を明示的に廃止した (EFTA Convention 36条、及び16条)。セーフガード措置については、EEAにおけるものと同様の規律の強化を図った上で措置の発動の権利を残すこととしている (同 40条、41条)。

前述のEEAは関税同盟ではないため、EFTAはEUと対外貿易政策、関税政策を共通化する必要はないが、欧州単一市場の実現と欧州の政治的、社会的、経済的安定という同じ目標のもと、中東欧諸国、地中海諸国との関係においても協同

is fully integrated into the Agreement.

Moreover, unless other solutions are agreed upon by the Contracting Parties, its application is without prejudice to any measures which may be introduced by the Contracting Parties to avoid circumvention of the following measures aimed at third countries:

- anti-dumping measures;
- countervailing duties;
- measures against illicit commercial practices attributable to third countries.

¹⁵ 現在の加盟国は、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス。1960年の原加盟国は、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国の7カ国。その後、アイスランド(1970年)、フィンランド(1986年)、リヒテンシュタイン(1991年)が加盟。一方で、EU加盟のために、英国、デンマーク(1972年)、ポルトガル(1985年)、オーストリア、フィンランド、スウェーデン(1995年)が脱退し、現在の加盟国に至る。

歩調を取っており、EFTA とこれら近隣諸国との間においてもEUと平行して自由貿易協定が結ばれている。また、メキシコ等中南米諸国との関係においても同様の傾向が見られる。

(4) EFTA - シンガポール自由貿易協定

2002年6月にEFTAはシンガポールとの間で自由貿易協定を締結した。本稿で詳細を扱っている地域貿易協定では、最も新しく締結されたものである。この協定では、アンチダンピング措置については相互に不適用とし、ダンピングを防ぐためには競争に関する第V章で定める必要な措置を講ずることとすると規定されている(第16条¹⁶)。競争に関する第V章では、主に各々の競争法の実施の確保と促進のために情報交換で協力することが定められている。

補助金規律と補助金相殺関税措置については、GATT6条、16条、WTO補助金協定、農業協定に従うものとした(第15条)。

セーフガード措置については、両者間の(いわゆる二国間又は域内)セーフガードについては言及があるが、対世界セーフガード措置については触れられていない。両者間のセーフガードについては、特別な場合の3年を除き通常1年を上限として、MFNの実効税率の範囲内で、WTOセーフガード協定に基づいた調査を行った上でのみ、発動できるとしている。また、同時に「更なる自由化」の形態での補償を行うことが定められており、相手国への通報から30日以内にこの合意に達しない場合には、相手国が同等の譲許の停止を行うことができると定めている。

この緊急措置(セーフガード措置)メカニズムの維持の必要性については協定発効から2年後に審査することとされており、最初の審査で維持することが決定された場合には、その後2年ごとに見直しを行うこととしている。なお、移行期間に関する定めやセーフガード措置をその期間の経過措置とするといった規定はない。

(5) 中東欧諸国のEU加盟

¹⁶ Article 16: Anti-Dumping

1. A Party shall not apply anti-dumping measures as provided for under the WTO Agreement on Implementation of Article VI of the GATT 1994 in relation to products originating in another Party.
2. In order to prevent dumping, the Parties shall undertake the necessary measures as provided for under Chapter V.

EU は、一般に *acquis communautaire* と呼ばれる域内市場の基本条約に基づいて積み上げてきた法体系の総体の受け入れを基本として、中東欧諸国の EU 加盟を推進している¹⁷。中・東欧の 10カ国¹⁸とは欧州協定 (Europe Agreements (EAs)) を、サイプラス、マルタ、トルコとは連合協定 (Association Agreements) を締結し、EU 加盟を支援している。¹⁹

欧州協定や連合協定では、競争政策や政府補助について EU と同様のルールを受け入れることとなっているが、同時にアンチダンピング等貿易救済措置を全て廃止するには至らなかった。1996年にスロヴェニアとの間で結ばれた EU 加盟に向け自由貿易地域を形成するための中間協定 (Interim Agreement between Slovenia and the European Communities) では、互いにアンチダンピング措置を発動する権利は残しながらも、調査開始前の迅速な情報提供や、暫定措置・確定措置を講ずる前に協議の機会を設けること、アンチダンピング課税より価格約束を優先し価格モニタリングを行うことなどが定められている。政府補助については、EU 規則に則ることとし、補助金相殺関税措置については廃止されている。セーフガード措置については、発動の権利が残されている。

現在、この欧州協定・連合協定を締結している国のうち、既にトルコを除く 12カ国²⁰は EU との加盟交渉を開始しており、加盟と同時にこれらの諸国と EU 諸国との間のアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置が撤廃される可能性が大きい。

(6) EU - トルコ関税同盟

¹⁷ 併せて、PHARE と呼ばれる加盟のための支援プログラムを設けており、中東欧諸国の経済改革と民主主義の強化のための支援を行っている。この中には、競争政策、補助金政策等を含む広範な *acquis communautaire* の実現のための財政援助も含まれている。

¹⁸ ブルガリア、チェッコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア。

¹⁹ この他、EU は、地中海沿岸諸国とは、the Euro-Mediterranean Partnership Agreements による自由貿易協定を結んでいる。アフリカ諸国、カリブ諸国及び太平洋諸国 (ACP 諸国) とは特惠に関する Cotonou Agreement (コトヌ協定) を結んでいる。アジア諸国とは、ASEM (Asia Europe Meeting) の枠組みの下での政治対話を行っている。米国との間では、大西洋経済パートナーシップを結んでいる。

²⁰ 1998年に、サイプラス(キプロス)、ポーランド、チェッコ、ハンガリー、エストニア、スロヴェニアの 6カ国と、2000年に、ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、マルタの 6カ国との加盟交渉を開始。

トルコは、1987年に最初のEU加盟申請を行っているものの、未だ加盟交渉には至らず、「加盟候補国」との位置付けを得ている。EU との間では前述のとおり 連合協定を結んでいる国²¹の1つである。1996年にEU とトルコは関税同盟を締結したが、域内の貿易救済措置の完全な即時撤廃には至らなかった。

両者の関税同盟協定²²の第44条には、Association Council がEU 又はトルコの要請に応じてアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置の停止を検討することになっているが、この検討に際しては EC 域内市場に適用されている *acquis communautaire* の競争政策及び国家補助その他の関係法令が、トルコ国内で制定され有効に実施されるかどうかを条件とすると定めている²³。アンチダンピング措置の運用については、追加議定書第47条²⁴規程が設けられており、協定発効後22年間は、EU またはトルコの申し立てにより Association Council がダンピングを行っている者に対し勧告を行うこととなっているが、Association Council がこの勧告を行わないか、ダンピングが続く場合には、申立て国はアンチダンピング関税（最長3ヶ月）を含む救済措置を採ることができるとしている。

セーフガード措置については、輸入の急増を対象としたものは廃止されているが、協定第60条と追加議定書第63条により、トルコ又はEU 及びEU加盟国のいずれかに国際収支上の問題か、地域経済問題が生じた場合にセーフガード措置を採ることを認めている。発動に際しては通報を義務付けるとともに採るべき措置の種類と程度についても関税同盟への悪影響を最小限に留めるための配慮が求められている。

ここで、注目されるのは、EU がアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置の停止の条件を、関税の撤廃と関税同盟の締結だけでは不十分と考え、EEAでも見ら

²¹ サイプラス、マルタの計3カ国が連合協定を締結。サイプラスは1998年に、マルタは2000年に加盟交渉を開始。

²² Decision No.1/95 of the EC-Turkey Association Council implementing the final phase of the Customs Union

²³ Article 44:1 The Association Council shall review upon the request of either Party the principle of application of trade defense instruments other than safeguard by one Party in its relations with the other. During any such review, the Association Council may decide to suspend the application of these instruments provided that Turkey has implemented competition, state aids control and other relevant parts of the *acquis communautaire* which are related to the internal market and ensured their effective enforcement, so providing a guarantee against unfair competition comparable to that existing inside the internal market. (WTO :WT/REG22/1、WT/REG 22/ 5)。

²⁴ Additional Protocol: Article 47

れたように *acquis communautaire* の有効な実施を明示的に求めていることである。

(7) EU - メキシコ自由貿易協定

メキシコは、中米における主要国であり、NAFTAの構成国である。EUとメキシコの間で、2000年に自由貿易協定²⁵が発効したが、アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置については、GATTの下での権利と義務を確認するに留まった²⁶ (14条)。競争政策については、EU及びメキシコの競争政策部局の間の協力メカニズムを構築し、Joint Committee への実施状況の年次報告を求めている(39条)。補助金政策に関する特段の条項は設けられていない。セーフガードについても、輸入急増による国内産業への深刻な被害が生じた場合(15条)や、国際収支上の困難が生じた場合(21条)には、措置を講ずることを認めている。²⁷

(8) EU - MERCOSUR 地域間枠組み協定

この他、EU とMERCOSUR の間では、MERCOSUR 創設(1991年)の1年後には協力合意が成され、1995年に地域間枠組み協定(Interregional Framework Cooperation Agreement between European Union and MERCOSUR)が締結されている²⁸。この地域間枠組み協定は、将来の地域間連合協定(Interregional Association Agreement between European Union and MERCOSUR)創設に向けた自由化準備との位置付けになっている。

枠組み協定では、貿易と経済問題に関する定期協議を行うこととなっているが、重点分野の一つに制限的貿易慣行やセーフガード等貿易規律が含まれている(5

²⁵ Decision No.2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000

²⁶ Article 14: The Community and Mexico confirm their rights and obligations arising from the WTO Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994 and from the WTO Agreement on Subsidies and Countervailing Measures.

²⁷ この他、2002年5月に、EUとチリは自由貿易協定交渉を妥結した(EU-Chile Association Agreement)。

²⁸ 協力のための資金については、欧州投資銀行(EIB)の更なる活用について触れられている(24条)。また、1992年の両地域間の協力合意以降、欧州の経験的知識や技術移転、市場統合過程支援プロジェクトのための資金投資が増加している。

条)。また、貿易に関する共同小委員会(Joint Subcommittee on Trade)が置かれ、自由化準備作業を実施するとともに、共同協力委員会(Joint Cooperation Committee)に進捗状況の年次報告を行い、自由化に関する提言を行うことになっている(29条)。競争政策や政府補助金の取り扱いに関する直接的な合意はないが、枠組み協定の全般に渡り、EUが地域統合に関する欧州の経験的知識をMERCO-SURに提供することとなっている。なお、2000年には、双方の間で自由貿易協定締結のための交渉が開始された。

これまで見て来たように、欧州を中心とした地域統合は着実に拡大しつつあり、また欧州以外の地域との自由貿易協定についても既に中南米を始めとして進展してきている。これら地域貿易協定域内での貿易救済措置については、acquis communautaireの実施を基準とする統合の深度に応じて、異なった扱いをしていることが分かる。

3.2 米州におけるアプローチ

(1) NAFTA (北米自由貿易協定 :North American Free Trade Agreement)

1989年に米国とカナダの間で、米加自由貿易協定が締結され、その後1994年にメキシコが加わり、NAFTAが締結された。NAFTAにおけるアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置については、加盟国の間でも措置を講ずることができるが、措置の最終決定について司法審査を行うパネルの設置を求めると定めている(1904条)。ただし、この司法審査における検討内容は、各々の国の法制に則って調査が適正に行われたかどうかに限られ、手続き的に違法性のない措置の決定内容そのものを覆す権限はないと考えられる²⁹。

セーフガード措置については、対世界セーフガード措置の対象からは、原則域内国からの輸入を除くこととなっている。しかしながら、域内国が当該物品の輸入元国の上位5位内にあり、実質的な輸入シェアを有し、かつ当該域内国からの輸入の急増が国内産業に重大な損害を生じている場合や、域内国の除外が措置の効果を損なうと当局が判断する場合³⁰には、セーフガード措置の対象とすることができる。し

²⁹ WTO:WT/REG4/1 p. 69。

³⁰ この場合にも、セーフガード措置の影響により、当該域内相手国からの輸入が直近の基準となる期間の輸入に適切な伸びを加えた輸入量を下回ることが予想さ

かしながら、域内国に対し、セーフガード措置が取られる場合には、「更なる自由化による補償」を行わなければならない(802条)。

域内セーフガード措置も設置され、10年の移行期間中に1回のみ3年を上限としてMFN実効税率を超えない範囲で措置を採ることができる」と定めている。ただ、この場合にも対世界セーフガードと同様に域内相手国に対して「更なる自由化による補償」を行わなければならない(801条)。

競争政策や補助金政策を共通化しようとの試みは、NAFTAには見られない。競争法、独占・国営企業についての規程はあるが、各々の加盟国での競争政策の実施を重要視するに留まり、加盟国間での情報交換等の協力を行うこととなっている(1501条、1502条、1503条)。また、貿易と競争に関するワーキンググループが設けられている(1504条)が、競争政策の実施と貿易への影響に焦点が置かれ、アンチダンピング措置との関係については触れられていない³¹。補助金政策についての言及も見られない。

(2) カナダ - チリ自由貿易協定 (Canada-Chile Free Trade Agreement)

1997年に発効したカナダ - チリ自由貿易協定では、アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置に関する規程³²が設けられている。この規程に基づき、2003年1月1日か、物品ごとに双方の国での関税がゼロになるかどちらか早いタイミング(M-03条:フェーズイン条項)で、互いの国のアンチダンピング措置免除³³を行うこととなっている(M-01条)。また、特段の事情が生じた場合には、この取り決めについての協議を行うことができる(M-04条)。特段の事情には、第三国の貿易行動により通常の貿易パターンに変化が生じた場合などが含まれていると考えられる³⁴。

また、アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置に関する委員会が設置され、補助金規律に関する更なる明確化と補助金相殺関税措置の廃止の可能性につ

れる場合には、当該域内相手国に対してセーフガード措置を講ずることができない。

³¹ Interim Report of the NAFTA 1504 Working Group on Trade and Competition to the NAFTA Commission, February 1997

³² Chapter M: Anti-dumping and Countervailing Duty Matters

³³ 具体的には、ダンピング調査開始と見直しの廃止、進行中のダンピング調査の終結、ダンピング課税及び他の措置の新規発動の廃止、発動中のダンピング課税の取り消し、及びそれらの目的の達成のための国内ダンピング法制の改正。

³⁴ WTO:WT/REG38/2 p.6。

いて検討することや、WTO等多国間フォーラムやNAFTAへのチリの加盟、FTAAの設立など場面において、貿易救済措置が貿易を阻害する可能性を最小限に留めるように両国が共同して働きかけること、定期的会合を開催し競争法や競争政策など貿易救済措置に関連する事項などについても協議することなどが定められている(M-05条)。

更に、協定発効後5年(2002年)で、アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置に関するこれらの規程について、両国で再評価を行うこととなっている(M-06条)。

セーフガード措置³⁵については、NAFTAとの類似が認められる。二国間措置と対世界措置の区別を設けており、二国間措置については、移行期間(6年間)については、協定に基づいて関税の撤廃又は引下げが行われた結果として、相手国からの輸入の急増のみで実質的な損害を与える場合³⁶には、3年以内で一回に限りMFN税率を越えない範囲で、損害を救済するに足る最低限の措置を講ずることができると定めている。移行期間後は、相手国の承認が得られる場合のみ措置を講ずることができる(F-01条)。対世界措置については、原則域内では不適用としているが、域内国からの輸入シェアが大きく(輸入元国の上位5位以内)に入り、その輸入の急増が国内産業に重大な損害を与える場合には、措置を発動できると定めている。(F-02条)。しかしながら、措置の発動には、「更なる自由化による補償」が伴う。

カナダがチリとの自由貿易協定において、アンチダンピング措置等の廃止に積極的な姿勢を見せたことには、チリのNAFTA加盟³⁷とFTAA構築における貿易救済措置の扱いが念頭にあってのことと考えられる³⁸。カナダは、NAFTAの交渉過程で、アンチダンピング措置の濫用に歯止めをかけることに意欲を示したが、二国間の司法審査制度の設置を定めるのみに留まっている。

(3) カナダ-イスラエル自由貿易協定 (Canada-Israel Free Trade Agreement)

カナダ-チリ自由貿易協定よりも、約半年早く発効したカナダ-イスラエル自由貿易協定においては、セーフガード措置についてはカナダ-チリ自由貿易協定と同様な二国間措置(移行期間は1999年7月まで)及び対世界措置の規程を設けて

³⁵ Chapter F: Emergency Action

³⁶ 直近の3年間の輸入シェアの実績で、上位3位以内に入る場合。

³⁷ 1994年に開催された米州サミットの終了後、米、加、メキシコ、チリの「4ヶ国首脳宣言」が発表され、「チリのNAFTA加盟の原則的合意」が成立している。

³⁸ 1999年8月には、チリとメキシコの自由貿易協定が発効している。

いるものの、アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置については、WTOルールに基づき互いに発動する権利を残している³⁹。

(4) MERCOSUR (南米南部共同市場 :El Mercado Comun del Sur)

MERCOSURは、アスンシオン条約 (Treaty of Asuncion)に基づき、1991年に創設された関税同盟である。1994年末までを移行期間に定め、1995年から域内関税の撤廃が開始されている⁴⁰。

域内のセーフガード措置については、アスンシオン条約付属書 IV (Annex IV to the Treaty of Asuncion)に規程が設けられ、緊急の場合には域内国からの輸入についても措置を採ることができるが、移行期間中に一つの産品について一回、一年間 (一年延長が可能)のみ発動することができることとなっている。また、措置を発動する可能性がある場合には、MERCOSURの運営委員会である Common Market Group (CMG)に通報し協議を行うことが定められている。CMGは要請から10日以内に会合を開き、その後20日以内に輸入と損害を検討した上で結論を出すこととされている。セーフガード措置は輸入割当の形態でのみ許され、過去3年間の実績の平均を下回ることは許されない。この取り決めについては、1994年末に失効し、1995年からは域内でのセーフガード措置は適用しないこととなっている。

域外国に対するセーフガード措置については1996年に共通法制が策定され⁴¹、これに基づき制度が運用されている⁴²。

アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置については、将来的に撤廃する方針を掲げているが、移行期間については域内での措置の発動を認めており、現在までのところ廃止には至っていない。

移行期間中に域外国への適用については共通法制を定めることとし、それまで

³⁹ 関連規程は以下のとおり。Article 2.3: Definitions (アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置)、Article 4.5: Bilateral Emergency Actions(二国間セーフガード措置)、Article 4.6: Global Emergency Actions (対世界セーフガード措置)、Article 9.2: Subsidies and Countervailing Measures(アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置)。

⁴⁰ 1994年には、オーロ・プレット議定書 (Protocol of Ouro Preto)が調印され、MERCOSURの機構が定められた。また、MERCOSUR's Action Programme 2000に、統合のための具体的な作業が定められている。

⁴¹ Decision 17/96 "regulations concerning the Application of Safeguard Measures for Imports Originating from non-member countries of MERCOSUR"

⁴² また、実施のための機関として、Committee on Trade Defense and Safeguardsが創設されている。

の間は各々の加盟国の国内措置が適用されることとなっている。この間、域内国についてはダンピング調査に関する情報交換の手続き等⁴³、別途の規程を設けている。移行期間終了後の1996年に、アンチダンピング措置については2000年まで引き続き加盟国ごとの国内法制を用いることが決定され、その後競争に関する共通ルールの適用を検討することとなっている。

域外国へのアンチダンピング措置については1997年に共通法制が策定された。域外国への補助金相殺関税措置については、1993年に共通法制が整備され、1994年に妥結されたウルグアイラウンド交渉の結果を受け改訂されている。

アスンシオン条約では、加盟国間の競争法の適用に関する条項は設けられていなかったが、CMGが競争法の制定を決定し、Trade Commissionに属するTechnical Committeeが策定の準備を付託された。1996年には、Protocol for the Defense of Competitionが採択され、競争政策の調和が進展している。⁴⁴

(5) FTAA (米州自由貿易地域 :Free Trade Area of the Americas)

FTAAは、1994年にマイアミで開催された米州サミットにおいて提唱された、南北米州全地域を含む自由貿易圏構想である。同サミットでは、2005年までに交渉を終了させるとのコミットがなされた。1995年の第1回米州貿易大臣会合において7つのワーキンググループが設置されたが、このうちのひとつが「補助金、アンチダンピング及び相殺関税」に関するものである。1996年の第2回米州貿易大臣会合では、更に4つのワーキンググループが追加設置され、そのうちのひとつが「競争政策」となっている。

その後1998年には、第4回米州貿易大臣会合の閣僚宣言(サンホセ宣言)において、各国の貿易担当次官によって構成される貿易交渉委員会(TNC)の設置と、9つの交渉グループの設立が決定された。この交渉グループには、「補助金及びアンチダンピング」、「競争政策」の二つが含まれている。また、同年、サンティアゴで開催された米州サミットにおいて、サンホセ宣言を受け、FTAA交渉が正式に開始

⁴³ Decision 3/92 :移行期間の域内におけるアンチダンピングシステム、Decision 33/92 : (タイムリミットの延長)、Decision 63/93 :域内国からの輸入に対するアンチダンピング調査についての情報交換手続き

⁴⁴中南米では、この他にCARICOM(Caribbean Community)、CACM(Central American Common Market)といった関税同盟や、Andean Community、LAIA(Latin American Integration Association)といった関税の削減・撤廃を目的とした地域協定が存在する。なお、LAIAは、MERCOSURとAndean Communityを内包する、より広範な地域協定。

されるとともに、2005年までの交渉終了が再確認された。

1999年の第5回貿易大臣会合では、9つの交渉グループに対し、協定案の策定が指示され、2001年に開催された第6回米州貿易大臣会合に協定案が提出されたところである。現在進められている協定案策定作業では、交渉グループに対応し「補助金、アンチダンピング、補助金相殺関税措置に関する章」と、「競争政策に関する章」、及び「マーケット・アクセスに関する章」においてセーフガード措置に関する規程が置かれている。

第6回米州貿易大臣会合の閣僚宣言では、「補助金、アンチダンピング、補助金相殺関税措置」交渉グループに対しては、WTOの補助金協定における補助金の原則をどのように深めるオプションが有り得るか、自由貿易に対する不当な障壁を設けることがないように、貿易救済措置ルールや法制の運用・実施を改善すると、の視点に立ちつつ共通の理解を得るための努力を強化すること、貿易と競争政策の相互作用に関する研究に基づき、TNCが更に考慮すべき分野についての特定を行うことを求めている。

「マーケット・アクセス」交渉グループに対しては、セーフガード措置に関し、域内の産品を対象としたセーフガード体制についての交渉を強化するよう求めている。「競争政策」交渉グループに対しては、アンチダンピングと地域協定に関する研究に基づきTNCが更に考慮すべき分野についての特定を行うことを求めている。

2001年7月時点の協定案によれば、「補助金、アンチダンピング、補助金相殺関税措置に関する章」の19条においてアンチダンピング措置の廃止を検討している。補助金相殺関税措置については、廃止等特段の記述はない。「マーケット・アクセスに関する章」のセーフガード措置該当部分によれば、域内セーフガード措置と対世界セーフガード措置を区別する規程が設けられている。「競争政策に関する章」では、各々の国又は地域が独自の競争法を保持し適用するものの、複数国に跨る案件については調査協力を行う等の規程が置かれている。

これらは、未だ交渉の途上にあり結果を予断させるものではないが、域内での貿易救済措置の廃止等も視野に入れた検討が行われていることが注目される。

3.3 アジア大洋州におけるアプローチ

(1) AFTA (ASEAN 自由貿易地域 :ASEAN Free Trade Area)

1967年に設立された ASEAN⁴⁵は、域内の関税障壁及び非関税障壁の撤廃等により域内貿易の自由化と経済の活性化を図るため、1992年に AFTA を締結⁴⁶。共通有効特惠関税 (CEPT :Common Effective Preferential Tariff Scheme) という制度に基づき、域内関税の削減と撤廃を進めている。

AFTA 協定では、関税削減により域内の他の加盟国からの輸入が急増した場合や為替準備上の問題を生じた場合には、緊急輸入制限措置 (セーフガード措置) を採ることができる⁴⁷と定めている。また、この場合には、閣僚レベル会合への通報と協議を求めている (6条)。アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置に関する取り決めはない。

1999年署名された「センシティブ品目に関する特別措置に関する議定書⁴⁷」においては、センシティブ品目については AFTA 協定 6条のセーフガード措置が、高度センシティブ品目についてはセーフガード措置に関する追加的なフレキシビリティの条項⁴⁸が含まれている。

また、1998年には、「通報手続きに関する議定書⁴⁹」が署名され、AFTA の取り決めを無効化又は侵害する可能性のある措置等についての通報体制が強化された。WTO ルールのもとで許されている措置の発動については制限を設けないものの、監視体制を強化する意図が含まれている。しかしながら、AFTA については、域内の貿易救済措置の撤廃に向けた動きは見られないようである。

(2) ANZCERTA (オーストラリア - ニューゼaland 経済協力協定 : Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement)

ANZCERTAは1983年に発効したが、1988年に行われた見直しにより、新たに議定書 (Protocol to ANZCERTA on Acceleration of Free Trade in Goods)

⁴⁵ ASEAN の現在の加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ヴェトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10ヶ国。このうち、ヴェトナム、ラオス、カンボジアの3ヶ国が WTO 未加盟。

⁴⁶ Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area

⁴⁷ Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products

⁴⁸ Article VII: Safeguards 及び ANNEX4: Additional Flexibility on Safeguards. CEPT の関税削減により高度センシティブ品目の域内からの輸入が定められた「トリガーレベル」を超える場合には、ASEAN 譲許税率を MFN 税率のレベルまで引き上げることができる。

⁴⁹ Protocol on Notification Procedures

が締結され、1990年7月にモノの分野の完全自由化が完成すると同時に、アンチダンピング措置を廃止することとした(Protocol Article 4)⁵⁰。また、廃止と同時に、域内の反競争的行動は、各々の国の競争法により取り締まることを併せて明確に打ち出しており、競争当局間の協力関係も強化された。具体的には、市場における支配的又は独占的地位の濫用には各々の国の競争法が相手国内にも適用されることとなった。

補助金相殺関税措置については、1983年の協定の16条に規定があり、他の方法で解決が得られない場合には、WTOルールに則り相手国に措置を取ることが許されている。その後の見直しでも特段の改訂は行われていない。しかしながら、1988年の Agreed Minute on Industry Assistance において、相手国に輸出される物品に対する報奨金、補助金、その他の財政援助など、自由貿易地域における産業間の競争に悪影響を与える産業特定の補助金は支払わないことが合意され、1992年の見直しの一部として扱われた。

セーフガード措置については、1983年の協定の17条に規定があり、他に解が得られない場合の最終手段(“as a last resort”)として、移行期間中に、協定に基づく自由化に起因する場合のみ発動することができると定められた。移行期間は、関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ、及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていたが、1988年議定書に基づくモノの貿易の完全自由化に伴い、移行期間は終了している。これに伴い、セーフガード措置は廃止されている。⁵²

(3) ニュージーランド-シンガポール経済協力協定 (Agreement between New Zealand and Singapore on a Close Economic Partnership)

⁵⁰ Article 4:

1. The Member States agree that anti-dumping measures in respect of goods originating in the territory of the other Member state are not appropriate from the time of achievement of both free trade in goods between the Member States on 1 July 1990 and the application of their competition laws to relevant anti-competitive conduct affecting trans-Tasman trade in goods.

2. From 1 July 1990, neither Member State shall take anti-dumping action against goods originating in the territory of the other Member State. (以下略)

⁵¹ 1983年の協定におけるアンチダンピング措置に関する規定は15条に置かれており、1988年のProtocolの4条はそれを修正する内容となっている。

⁵² この他、ANZCERTAは、AFTA及びMERCOSURと貿易自由化に関する協議を行っており、南太平洋諸国とはSouth Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement (SPARTECA)を結んでいる。

ニュージーランド-シンガポール経済協力協定が2000年に締結された。アンチダンピング措置の廃止は行わないが、「恣意的かつ保護主義的な発動を極力さけるため」として、現行のWTOアンチダンピング協定(AD協定)の個々の規律を強化する規定を設けている。具体的には、以下のとおりである(9条1)。

- (a) AD協定5.8条では、ダンピングマージンが2%未満の僅少な場合には、ダンピング調査を取りやめることとなっているが、この僅少とみなされるダンピングマージンを5%に引き上げる。
- (b) (a)の5%を基準を新規調査のみならず、還付や見直しの場合にも適用する。
- (c) AD協定5.8条では、特定の国からのダンピング輸入が全輸入量の3%未満である場合には無視できるものと見做し、ダンピング調査を取りやめることとなっているが、この無視できるとみなされる輸入量を5%に引き上げる。(ただし、累積については変更なし。)
- (d) 妥当な調査期間を最低12ヶ月とし、ダンピングに相当するもの、しないもの両方を対象とする⁵³。
- (e) AD協定11.3に定める見直しと措置の取り得る期間の上限を5年から3年に短縮する。

また、通報に関連し、AD協定ではダンピング調査の開始を決定した場合に限り調査開始前に相手国政府への通知を行うことを義務付けている(AD協定5.5、12.1)が、国内産業から文書による提訴を受け付けた段階で、相手国政府に通報することを義務付けているとともに、両国間の協議(AD協定17.2に基づくもの)を強調している(9条2)。

競争政策に関しては、「competitor」ではなく「competition」を守る姿勢を明確に打ち出しつつ(3条1)、公正競争の原則の適用、非差別的適用、取引コストの削減、国境を跨ぐ有効な法的整合性の促進により、貿易と投資の障壁の除去を目指している(3条2)。また、競争政策に関連する措置を講ずる場合の協議と協力、競争当局の強化による非差別的扱いを含む適切な機能の確保、競争当局間の

⁵³ これは、AD協2.2.1で定める調査期間に対応している。現行協定の調査期間は「通常一年、6ヶ月未満であってはならない」と定められている。この規定によりサイクリカルダンピングなどの値下げ行動に対する措置の発動可能性が軽減される。また、ダンピングに相当するもの、しないもの両方を対象とすると定めることにより、ゼロイングなどダンピングマージンが不適當に大きく算出されることを防止している。

情報交換と更なる協力範囲の模索を取り決めている(3条3)⁵⁴。

補助金相殺関税措置については、WTOの補助金相殺関税措置協定に基づき発動することができるが、同時に自国の補助金が相手国に悪影響を与えることを避けることに合意している。また、自国の輸出や相手国からの輸入に影響を与える補助金を維持し、又は新たに設ける場合には、補助金の種類と期間、輸出入への数量的影響、補助金が必要とされる背景を相手国に通報する義務を課している。さらに、相手国に悪影響を与える補助金については、交付制限について要請があればいつでも協議を行うことが定められている(7条)。補助金に関する規律としては、非常に広範かつ具体的な取極めを置いている点が注目される。

WTOセーフガード協定に基づく緊急輸入制限は、協定の発効と同時に相互に不適用とすることで合意している(8条)。ただし、国際収支上の問題が生じた場合には、セーフガード措置をとることが認められている(73条5)。

(4) 日 - シンガポール新時代経済連携協定⁵⁵⁶

日 - シンガポール新時代経済連携協定は、日本が初めて締結した自由貿易協定だという点で注目に値する。協定の交渉に先立って、2000年9月に発表された「日本とシンガポールとの新時代における連携のための経済協定・共同検討会合報告書」は、両国の政府関係者、学界、産業界からの参加者による検討結果をとりまとめたものである。

本報告書によると、「貿易救済措置の保護主義的、恣意的利用に反対する日本及びシンガポールの共通の理念を強調するため、同協定の中でアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置についてのモデルルールを創設することが望ましい」と提案している。更に4つの選択肢が提示されており、相互不適用、競争政策分野での協力を条件としつつアンチダンピング措置のみ不適用、発動要件に、より厳格な規律を導入、WTO協定上の権利・義務を確認するにとどめるとなっている。

⁵⁴ 協定締結時点では、シンガポールの競争法が未整備であったことから、将来の整備を先取りした内容となっている。

⁵⁵ シンガポールは、これらの他、米国、メキシコ、カナダ、オーストラリアとも自由貿易協定の交渉を行っている。また、EUとも交渉開始について検討している。

⁵⁶ 日本では、この他、ASEAN、ASEAN+3、韓国、メキシコ、チリ、オーストラリア、カナダとの経済連携協定が検討されている。(民間レベルでの検討に留まっているものも含む。)

一方で同報告書は、不適用とした場合の「WTO 最恵国待遇義務との整合性に関する異なる解釈の存在」(後述の5.の章参照)や「経済界の懸念」にも留意しており、交渉上の課題になると結論している。また、同報告書の中では、反競争的行為に対処するための競争政策の枠組みを構築する必要性について合意している。補助金政策の規律については言及されていない。

これらの検討を受けて交渉が行われ、当該協定は、2001年10月に実質合意に達し、2002年1月に両国首相が署名を行った。結果として、貿易救済措置の扱いは、セーフガード措置についてのみ、移行期間における二国間セーフガード措置の設置と、対世界セーフガードにおいても協定相手国に措置を発動することを妨げない旨の規定が置かれた。アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置については言及されていない。しかし同時に、両国首相の共同声明において、「ダンピング防止措置の規律強化に向けた世界貿易機関での共同行動」が宣言されている⁵⁷。

当該協定におけるセーフガード措置の規律については、協定18条に緊急措置(Emergency Measures)として定められており、特徴は以下のとおりである。

- (ア) 二国間セーフガードについては、協定の実施に基づく関税率の削減・撤廃により相手国からの輸入のみにより国内産業に重大な損害を引き起こされた場合、10年の移行期間に限り、必要最小限の範囲で、追加的譲許の停止かMFN譲許税率を超えない範囲での関税率の引き上げを行うことができる。

⁵⁷ 日 - シンガポール新時代経済連携協定共同声明の2.物品の貿易に関する章(ダンピング防止措置の規律強化に向けた世界貿易機関での共同行動)において、以下を宣言。

「(1)両首脳は、世界でダンピング防止措置に安易に頼る傾向が強まっていることを認識し、こうした措置が貿易を阻害し国内産業を不公正に保護するという保護主義的な目的のためにしばしば濫用されることについて深い懸念を共有する。両首脳は、こうした措置が、現在、特に多国間貿易交渉の新ラウンドを開始しようとしている世界貿易機関の下で熱心に追及されている貿易自由化に向けた世界的な努力を妨害するような貿易制限的な効果を引き起こすことに重大な関心を持って留意する。(2)したがって、両首脳は、ダンピング防止措置の適用の際の公平性と整合性のみでなくダンピング防止措置の発動手続きの透明性を確保するための健全で明確なルールを確立することが喫緊の課題であることを確認する。同時に、ダンピング防止措置の濫用の可能性に鑑み、両首脳は、日 - シンガポール新時代経済連携協定において、両政府が保護主義的な目的では当該措置を用いるべきではなく、真に必要な限りにおいて、また、ダンピングの与える損害を救済するために他の方法を利用できない場合に限り当該措置を用いるべきであると決意した。(3)両首脳は、特に世界貿易機関の枠組みにおいて、ダンピング防止措置を規律する規則を明確化し、改善し、強化するための両国間の協力を継続し、それを確固たるものとすることを決意した。」

- (イ) の措置は、WTOセーフガード協定 3条及び4条の2に基づく調査が行われた後でのみ取ることができる。
- (ウ) 調査開始、重大な損害の決定、確定措置に際して書面で相手国への通報を行うとともに、証拠等適切な情報の開示を行う。また、相手国に十分な協議の機会を提供する。
- (エ) セーフガード措置を発動する場合には、相手国への補償措置を行う。協議開始から30日以内に補償措置について合意できない場合には、相手国は実質的に等価値の範囲内で譲許の停止を行うことができる。
- (オ) 対世界セーフガードについては、協定相手国も含め、GATT19条及びセーフガード協定に基づき、措置を発動することが妨げられない。

二国間セーフガード措置の発動に際し、補償措置を義務付けるなど、厳しい発動規律が採用されている点は、NAFTAなどと共通しているが、対世界セーフガードの発動に際しては協定加盟国も含めて措置を取ることを妨げないなど、WTOセーフガード措置の無差別原則への配慮が盛り込まれている点が着目される。

なお、競争政策については、シンガポールにおいて競争に関する規定を有する電気通信、電気・ガスの分野についてのみ両国間の情報提供等の協力を行うこととなった⁵⁸。シンガポールにおける包括的な競争法の整備を視野に入れつつ、3年以内に見直しを行うこととしている。補助金政策に関する規律は定められていない。

5960

(5) APEC (アジア太平洋経済協力)⁶¹

APECは、1989年に発足し、1994年の閣僚・首脳会合において、「APEC経

⁵⁸ 競争政策については、当該協定 12条、及び同協定 7条に基づく実施取極の第五章で規定。

⁵⁹ 先に述べたように、シンガポールはEFTAとも2002年6月に自由貿易協定を締結し、既に4件の自由貿易協定の当事国となっており、アジアで最も積極的に自由貿易協定を推進している国である。しかしながら、貿易救済措置の協定における取極めの内容は、協定ごとに大きく異なっている。

⁶⁰ なお、これらのアジアでの動きの他、2001年に中国がASEANとの間で10年後の自由貿易協定の締結を目指すとの発表を行っており、今後アジア各国を含む地域貿易協定は増加するものと考えられる。

⁶¹ APEC に加盟しているのは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナムの計 21ヶ国・地域。

「済首脳の共通の決意の宣言」(ボゴール宣言)を採択し、2020年(先進経済は2010年)までに域内における自由で開かれた貿易・投資を達成するという長期目標を設定した。しかし、域内の自由化は、法的に拘束力のある自由貿易協定や関税同盟に基づくものではない。APECにおける自由化プロセスは、各国が各々の自由化目標を自主的に設定し、実行する個別行動計画(IA P:Individual Action Plan)と全体として共同で取り組む共同行動計画(CAP:Collective Action Plan)を中心に進められている。

これらの計画で見える限りでは、貿易救済措置はWTO協定に整合的に運用することが若干触れられているのみである。また、競争政策については、主要検討テーマの一つとして扱われており、APEC加盟国の競争政策と競争法に関するデータベース化が進められている。補助金政策については、目立った検討はなされていない。

過去においては、1993年の賢人会議第一報告書、1994年の第二報告書において、アンチダンピング及び制限的な商慣行に関する項目が含まれており、アンチダンピングおよび独占禁止法が貿易に与える影響を検討することや、この問題を扱うタスク・フォースを設置し、最終的には競争政策などの広範囲にわたる問題も検討することなどが提言されている。また、セーフガード措置に関しては、厳格な適用を求めることなどが提案されていた。しかしながら、その後は貿易制限措置についての更なる規律化に関する検討はなされていないようである。

この章で検討してきた地域貿易協定における貿易救済措置の扱いについて、まとめたものを表3.1に示す。

4. 地域貿易協定における貿易救済措置の扱い概観

2.及び3.の検討の結果、地域貿易協定における貿易救済措置の扱いには、どのような傾向が認められるであろうか。

4.1 規定のあり方の多様さ

主要な特徴の一つが、3つの貿易救済措置、即ちアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の規定のあり方の多様さである。

各々の措置について、不適用とするのか、発動に関する規律を強化するのか、WTO協定を参照するのか、全く言及しないのか、更にそれぞれ何らかの条件を付すのか、移行期間における経過措置とするのか、といった点で非常に多様な取極めが成されている。

また、アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の3つの措置について、各々上記のどのような規定とするのが協定ごとに異なり、この3つの措置の組み合わせの観点からも多様になっている。

さらに、地域貿易協定の締約国ごとに着目しても、貿易救済措置の扱い方について必ずしも一貫して同じ方針を採用している訳ではなく、地域貿易協定を締結する相手国との貿易がどのような状況にあるかにより、異なる貿易救済措置の規定を採用していることが分かる。

WTOで設けられている地域貿易協定に関する規定である「GATT 24条」や「GATT 24条の解釈に関する了解」を参照しても、貿易救済措置に関する規律は明快なものではない。従って、上記のような多様さの背景には、地域貿易協定における貿易救済措置の規定のあり方に関する雛型が不在であったことが挙げられるであろう。また、3つの貿易救済措置の各々のメリット・デメリットについては、国ごとに異なる見方をしていることが伺われるが、雛型不在ゆえに、地域貿易協定の締結に当たり、各々の国が国内的に受け入れ易い規定を裁量的に採用して来たことが考えられる。

4.2 協定締結・改正の年代的影響

年代的には、1990年代以降、地域貿易協定の締結や見直しに当たり、貿易救済措置の扱いが明示的に協定の中で規定されるようになった。概ね、これらの199

0年代以降に締結・改正された地域貿易協定においては、相互の関税の撤廃に留まらず、貿易救済措置の域内での相互不適用や発動規律の強化、競争政策、補助金政策等の域内での調和について言及されることが多くなっている⁶²。貿易救済措置の貿易歪曲効果や競争政策等による代替の議論が学界等で活発化したことにより、広く問題意識が高まったことが背景にあると考えられる。

また、1990年代半ば以降、地域貿易協定における貿易救済措置の扱いを巡る紛争案件が増加している⁶³ことを受け、日・シンガポール自由貿易協定、EFTA・シンガポール自由貿易協定など、近年締結されている地域貿易協定の一部では、対世界セーフガード措置の域内不適用について慎重な対応を取っていることが伺える。

4.3 関税同盟における貿易救済措置

EU、MERCOSUR、EU・トルコの関税同盟においては、移行期間後に実現されるものも含め、域内においては3つの貿易救済措置の全てを廃止する方針が打ち出されている点が着目される。

関税同盟では、自由貿易協定と比較して、対外通商政策の共通化を図るなど、経済統合の度合いをより深めることが求められるが、経済統合の進展の度合いと貿易救済措置の不適用の相関関係を示唆する例として興味深い。

4.4 域内における対世界セーフガード措置の適用の三極化

域内における対世界セーフガード措置の扱いに関して、三極化が認められる。即ち、地域貿易協定の域内では、不適用とするのか、域外・域内の区別なくセーフガード措置を適用するのか、原則不適用だが、一定条件下の特別な場合のみ適用可能とするのか、の3つに分かれている。

その立場を取っているものには、ANZCERTA、NZ・シンガポールがある。主に大洋州が関与する自由貿易協定である。また、EU、EU・トルコ、MERCOSURの関税同盟も同じ立場をとっている⁶⁴。

⁶² EUは、年代的に早い段階で域内の貿易救済措置を撤廃しているが、例外的に域内の関税撤廃の自然な帰結として廃止している。

⁶³ 5.の章参照のこと。

⁶⁴ 関税同盟の場合は全体が一つの単位として域外国に対するセーフガード措置を発動する場合と、関税同盟に属している個々の国の単位で対世界セーフガード

の立場を取っているのは、EEA、EFTA、EUと中東欧諸国との間の欧州協定や連合協定、EU - メキシコ、AFTA、日 - シンガポール、EFTA - シンガポールの自由貿易協定である。主に欧州、日本が関与する自由貿易協定である。

の立場を取っているのは、NAFTA、カナダ - チリ、カナダ - イスラエルの自由貿易協定であり、原則域内では不適用としているが、域内国からの輸入シェアが大きく(輸入元国の上位5位以内)に入り、その輸入の急増が国内産業に重大な損害を与える場合には、措置を発動できると定めている。しかしながら、措置の発動には、「更なる自由化による補償」が伴うため、実態上の不適用となっている。主に米国、カナダが関与する自由貿易協定である。

4.5 域内(二国間)セーフガード措置の移行期間における適用

域内(二国間)セーフガード措置は、4.4の対世界セーフガード措置とは別に、地域貿易協定の締結による域内の貿易自由化に伴い、急激な輸入の増加が発生した場合に備えて設けられる特別の規定である。移行期間中に一定の条件の下で発動できるとされていることが多い。近年、地域貿易協定において頻繁に用いられている手法である。

このような域内(二国間)セーフガード措置を設けている地域貿易協定には、MERCOSUR、カナダ - チリ、カナダ - イスラエル、NAFTA、日 - シンガポール、EFTA - シンガポール⁶⁵の関税同盟や自由貿易協定がある。

この域内(二国間)セーフガード措置は、急激な貿易自由化に対する緊急避難措置の性格を有するものであることから、移行期間終了後には適用されなくなることが一般的である。

なお、域内(二国間)セーフガード措置を設置するかどうかと、4.4で述べた対世界セーフガード措置の適用に際し域内国を発動対象から除外するかどうかについては、必ずしも対応していない。域内(二国間)セーフガード措置を設置している協定の中でも、4.4の 、 、 のどの立場を取るかは、全く異なっている。

4.6 アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置と政策協調

措置を発動する場合は考えられる。後者の場合に、関税同盟の域内の国を発動対象から除外する場合には、自由貿易協定と同様の論点を抱える可能性がある。

⁶⁵ EFTA - シンガポール協定においては、「移行期間」は定められていないが、協定発効2年後に当該措置の維持の必要性を検討することとなっている。

アンチダンピング措置や補助金相殺関税措置が不適用とされる場合には、EUの「acquis communautaireの共有」で代表されるように、競争政策や補助金政策の域内での共通化が進められるか、少なくとも加盟国間で情報交換等の協力関係の構築が規定されている。

また、競争政策と補助金政策を比較すると、競争政策の協調の方が進んでおり、このため、補助金相殺関税措置よりはアンチダンピング措置の不適用の方が採択され易い面が認められる。

アンチダンピング措置を域内不適用としているのは、EUの関税同盟、及びEEA、EFTA、ANZCERTAの自由貿易協定である。また、EU - トルコ、MERCOSURの関税同盟、及びカナダ - チリの自由貿易協定でも、移行期間終了後、域内不適用にすることとしている。

補助金相殺関税措置を域内不適用としているのは、EUの関税同盟、及びEEA、EFTA、EU - 中東欧の自由貿易協定である。EU - トルコ、MERCOSURの関税同盟も、移行期間終了後、域内不適用にすることとしている。

4.7 貿易救済措置による貿易阻害効果への言及

貿易救済措置は、輸入により重大な損害を蒙る特定の国内産業を保護する一方で、国内消費者や国内ユーザー産業、輸出国の産業には価格上昇や貿易歪曲等の悪影響を及ぼすことが広く認識されて来ている。このことから、地域貿易協定に貿易救済措置の規定を設けるに当たり、貿易救済措置の貿易への悪影響や濫用の問題などについて言及している例が散見される。

域内のアンチダンピング措置とセーフガード措置を原則不適用としているカナダ - チリ自由貿易協定では、WTO等多国間フォーラムやNAFTAへのチリの加盟、FTAAの設立などの場面において、貿易救済措置が貿易を阻害する可能性を最小限に留めるように両国が共同して働きかけることなどを規定に盛り込んでいる⁶⁶。

日 - シンガポール新時代経済連携協定では、協定調印時の両国首脳の間共同声明において、「(ダンピング防止措置が)貿易を阻害し国内産業を不公正に保護すると言う保護主義的な目的のためにしばしば濫用されることについて深い懸念を共有する。」と述べている⁶⁷。

⁶⁶ Chapter M :05 条。前述の3.2(2)カナダ - チリ自由貿易協定の項参照。

⁶⁷ 当該協定では、貿易救済措置を制度的に不適用とする規定を置くことについて

1990年に域内のアンチダンピング措置、セーフガード措置を廃止したオーストラリア - ニュージーランド経済協力協定 (ANZCERTA) では、域内のモノの自由貿易が実現されれば、それ以降は域内でアンチダンピング措置を適用することは妥当でない (not appropriate) であると記述している⁶⁸。

また、ニュージーランド - シンガポール経済協力協定では、現行の WTO アンチダンピング協定の個々の規律を強化する規定を設けているが、これは、「(アンチダンピング措置の) 恣意的かつ保護主義的な発動を極力さけるため」としている⁶⁹。

4.8 注目される今後の貿易救済措置の扱い

米国では、1994年以降、実に8年振りに大統領に包括通商交渉権限を与える Trade Promotion Authority 法案が議会を通過し、大統領の署名を待つばかりとなっている。このことにより米国は、FTAA交渉やシンガポールやチリとの二国間自由貿易交渉を強力に推進する素地が整ったと考えられる。また、EUでも中東欧諸国10ヶ国⁷⁰のEU加盟を2002年内に妥結するべく注力している他、EU - MERCOSURの自由貿易交渉に挺入れする動きも見られる。

アジアでも、シンガポールが引き続き二国間の自由貿易協定の締結に積極的である他、日本も、韓国、メキシコ、ASEAN との自由貿易協定交渉を本格化する動きを見せている。また、中国も ASEAN との自由貿易協定の締結を目指しており、他のアジアの諸国や、オーストラリア、ニュージーランドなど大洋州の国々も更なる自由貿易協定の締結を模索している。

今後、数的にも貿易量の点からも影響の大きい地域貿易協定の締結が相次ぐことが予定されている。各々の新たな地域貿易協定において、貿易救済措置の扱いについてどのような対応がなされて行くのかが注視される。

は慎重であったものの、措置の発動の面では、日本、シンガポールともに、これまで貿易救済措置を殆ど用いてきていない。

⁶⁸ 3.3(2) ANZCERTA の項、及び注50参照。

⁶⁹ 3.3(3) ニュージーランド - シンガポール経済協力協定の項参照。

⁷⁰ ポーランド、ハンガリー、チェッコ、スロヴァキア、スロヴェニア、ラトヴィア、リトアニア、エストニア、マルタ、サイプラス。

5. 地域貿易協定関連システミック・イシューと紛争案件

これまで、地域貿易協定における貿易救済措置の規定のあり方について概観してきたが、次にこれらの規定のあり方とWTO協定との整合性について検討を行う。

地域貿易協定における多様な貿易救済措置のあり方は、WTO協定において、地域貿易協定を規律しているGATT 24条や、アンチダンピング協定、補助金相殺措置協定、セーフガード協定等関連の規定に照らして、どのような論点を惹起しているのであろうか。

以下では、WTOの地域貿易協定委員会における議論や、関連する紛争処理案件などをもとに、貿易救済措置に関する主なシステミック・イシューを抽出し、争点を整理してみることとする。

5.1 貿易救済措置に関する主なシステミック・イシュー

地域貿易協定における貿易救済措置の規定に関するどのような点が、WTO協定整合性の観点から議論になっているのであろうか。

(1) 論点1: 関税その他の制限的通商規則への該当

まず、貿易救済措置は、関税同盟や自由貿易協定において廃止することが求められている「制限的通商規則」に含まれるのかという問題がある。

GATT 24条 8項では、関税同盟及び自由貿易協定においては、「関税その他の制限的通商規則 (duties and other restrictive regulations of commerce)」をその構成地域の原産の製品の構成地域間の実質上の全ての貿易について廃止することが求められている。

この「制限的通商規則 (以下「ORRC」)」の撤廃には、例外が認められている⁷¹が、貿易救済措置に関する規定、即ち GATT 6条 (ダンピング防止税及び相殺関税) 及び GATT 19条 (特定の製品の輸入に対する緊急措置 (セーフガード措置)) は、この GATT 24条 8項の条文の中の例外リストに明示的には含まれていない。

⁷¹ GATT 11条 (数量制限の一般的廃止)、12条 (国際収支の擁護のための制限)、13条 (数量制限の無差別適用)、14条 (無差別待遇の原則の例外)、15条 (為替取極) 及び 20条 (一般的例外) の規定に基づいて認められるもので必要とされるものを除く。

このため、以下の2つの主張がなされている。

この ORRC の例外リストは「illustrative (例示的)」な性格のものでありこの例外リストに含まれていない6条 (ダンピング防止税及び相殺関税)や19条 (セーフガード措置)であっても必要なものであれば、関税同盟や自由貿易協定において廃止しなくても良いという主張がある。

一方、この例外リストは「exhaustive (全て記載)」な性格のものであり関税同盟や自由貿易協定を締結する際には、例外リストに含まれていない貿易救済措置については、域内で廃止すべきとの主張がある。

の主張を裏付けるものとして、GATT 20条 (一般的例外)が例外リストに含まれている一方で、GATT 21条 (安全保障の例外)が含まれおらず、例外リストが illustrative な性格のものでないとすると、安全保障に関連した輸出入規制を設けられないことになり不適切であるとの議論がある。

しかしながら、対立する解釈のいずれが正しいのかについてのコンセンサスは得られておらず、紛争処理での判断も確立していない⁷²。

(2) 論点 2:セーフガード措置の域内不適用

ある国が対世界セーフガード措置を発動する際に、地域貿易協定の域内の加盟国に当該セーフガード措置を非加盟国と同様に適用するか否かについては、主に以下の3つの主張が対立している。各国は、概ね自国が関与する地域貿易協定における規定の実態に呼応する内容の主張を行っている。

域内セーフガードは廃止すべきとの主張

1)ORRC 例外のリストは exhaustive であり、セーフガード措置は廃止すべきとの見解⁷³や、2)移行期間以降も域内でセーフガード措置を発動するのは、地域貿易協定による市場統合へのコミットメントや効率化に逆行するものであり、貿易自由化が達成されれば、対世界セーフガード措置の発動対象からも域内の加盟国は外すべきという主張がある⁷⁴。

セーフガード措置の発動は最恵国待遇原則に基づくべきとの主張

⁷² 米国 - ラインパイプセーフガードケースで、パネル報告では、セーフガード措置が ORRCに該当するとの解釈を示している。(WTO:WT/DS202/R para. 7.141)しかしながら、上級委員会報告において、当該解釈を含むパネル報告のGATT 24条関連部分は、本件の解決に無関係であるとして法的影響を及ぼさないと修正された。

⁷³ オーストラリアが主張。(WTO:WT/REG/W/37)。

⁷⁴ オーストラリア及びカナダが主張。(WTO:WT/REG/W/37)。

この主張は、WTO の基本原則の一つである最恵国待遇原則をより重視する立場であり、地域統合によりこの原則が崩れるのを懸念するものである。即ち、セーフガード措置が発動される場合には、非加盟国のみならず加盟国にも適用されなければならないという主張である。また、ORRC の例外リストは illustrative なものであると主張するものである⁷⁵。

更に、セーフガード措置の選択的適用は、第三国への差別につながる可能性があり、GATT 1条の一般的最恵国待遇やセーフガード協定 2.2 条の輸入源を問わず発動されるべきとの原則に抵触する恐れがあると指摘している。

また、経済的実態に照らしても、セーフガード措置は国内産業が深刻な損害に遭遇する特殊な状況下においてのみ発動されるものであり、域内加盟国からは引き続き輸入が継続するとすれば、第三国へのセーフガード措置が正当化されるだけの深刻な損害が存在するのかどうか疑われるというものである⁷⁶。

セーフガード措置の状況に応じた域内での発動が可能だとする主張

第三国への悪影響を及ぼさなければ、国際法や多角的条約に基づいて地域貿易協定加盟国の間での権利義務関係はフレキシブルに変え得るという立場である。

例えば、域内国からの輸入のシェアに着目し、どの程度深刻な損害に影響を与えているかによって、域内国をセーフガード措置の対象から外することができる(「デミニマス条件」)という主張もある⁷⁷。

しかしながら、このような立場に立つ加盟国も、ORRC リストの性格や、域内セーフガード措置の発動のための条件に関する考え方については、さらに意見が分かれている。

セーフガード措置の域内不適用については、5.2の関連紛争案件の項で後述するように、数回に渡って争われているが、地域貿易協定の域内でセーフガード措置を不適用とすること自体の整合性については、判断が下されていない。

(3)論点3:アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置の域内不適用

⁷⁵ また、例外リストが illustrative なものである理由として、セーフガード措置の効果は、例外リストに含まれている GATT 11条 (数量制限の一般的廃止)、12条 (国際収支の擁護のための制限)と同様なものである点も指摘している。

⁷⁶ 日本及び香港が主張。(WTO:WT/REG/W/37)。

⁷⁷ イスラエル及びカナダが主張。(WTO:WT/REG/W/37)。

アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置の域内不適用についても、セーフガード措置と同様に、ORRC リストの性格、最恵国待遇との関係等の論点について、異なる主張がなされている。

セーフガード措置と、アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置の違いは、セーフガード措置がセーフガード協定 2.2 条により、「輸入源のいかんを問わず、とられるものとする (irrespective of its source)」と明確に無差別原則が規定されているのに対し、アンチダンピング措置や補助金相殺関税措置では、元来ダンピングを行っている生産者や、補助金を出している国に特定の (specific) に取られる措置であり、最恵国待遇からの逸脱を前提としている点である。

この違いを背景に、アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置については発動に際し域内国を発動対象から除外したとしても最恵国待遇原則との関係で問題は生じないとの主張⁷⁸もある。

(4) 論点 4 : 重大な損害の決定と措置の適用対象のパラレルズム

セーフガード措置、アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置は、発動の要件として国内産業に対する重大な損害 (又はそのおそれ) の認定を求めているが、この重大な損害を引き起こしている輸入の調査範囲と措置の発動対象の範囲は (途上国を対象とした例外を除き) 一致すべきであるという主張がある。

即ち、重大な損害 (又はそのおそれ) の決定には域内国からの輸入による影響を含めながら、措置の発動の段階で当該域内国を発動対象から外すことは適切だということである。

この重大な損害の決定における調査対象と措置の適用対象における「パラレルズム (parallelism)」については、後述のとおり、セーフガード措置を巡り、アルゼンチン - 履物ケース、米国 - 小麦グルテンケース、米国 - 羊肉ケース、米国ラインパイプケースでも争われており⁷⁹、いずれも措置の発動段階で NAFTA の域内国であるカナダやメキシコを措置の対象から外したのは WTO 協定に不整合であるとの結論になっている。

⁷⁸ カナダが主張。(WTO:WT/REG/M/15, para.26)。

⁷⁹ 繊維セーフガードを巡ってであるが、同様にパラレルズムの問題が、米国 - 綿糸セーフガードケースでも争われ、NAFTA 域内国の除外が WTO 不整合と判断されている。

アンチダンピング協定 3.3条、及び補助金相殺措置協定 15.3条では、二以上の国からの輸入の影響を累積的に評価することができる定められており、このような調査対象に域内国を含めながら、発動対象から除外する場合には、セーフガード措置と同様に、調査対象と発動対象の「パラレリズム」の問題をアンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置についても生じる可能性がある。

(5)論点 5 :関税同盟における域外国への貿易救済措置の自動適用

関税同盟の締結に際し、一方で適用されていた域外国への貿易救済措置を、他方も同様に域外国に対し自動適用することは妥当だろうか。

GATT 24条 8(a)(ii)では、関税同盟の各構成国は、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用することとなっているが、このことを以って、関税同盟締結時における貿易救済措置の自動適用が正当化され得るのかが論点となっている。

また、GATT 24条 4項及び 5項では、地域貿易協定は、域外国との間の貿易に対する障害を引き上げてはならず、関税その他の通商規則は、全体として、締結前の水準や通商規則より高度又は制限的なものであってはならないと定められており、自動適用を行うべきではないとの主張もある。

貿易救済措置ではなく輸入数量制限措置ではあるが、「トルコ - 繊維及び繊維製品輸入数量制限ケース」では、トルコとEUが関税同盟を開始するに際し、EUが域外国に適用していた数量制限をトルコも導入した件について争われたが、パネル報告も上級委員会報告も、WTO協定に整合的でない輸入数量制限を導入することをGATT 24条により正当化することはできないと結論している⁸⁰。

さらに、上級委員会は、この点に関し、関税同盟が GATT 24条 8(a)及び 5(a)の条件を完全に満たすものであり、当該措置が導入できないならば関税同盟の形成が妨げられることを証明する場合のみ、24条による擁護が得られる⁸¹としている。

(6)論点 6 :関税同盟と自由貿易協定では異なるか

関税同盟と自由貿易協定では、満たすべき要件が異なるが、このことにより関税

⁸⁰ WTO:WT/DS34/R para9.189。

⁸¹ 「必要性テスト(necessity test)」と呼ばれる。後述の 5.2(1)トルコ - 繊維及び繊維製品輸入数量制限ケースの項参照のこと。

同盟における貿易救済措置の扱いと自由貿易協定における扱いとでは何らかの差異が生じるであろうか。

関税同盟と見なされるための要件の一つとして、前述のとおり GATT 24条 8(a)(ii)では、「同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則 (ORC: duties and other regulations of commerce⁸²) をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること」とされている。自由貿易協定には、このような対外的な実質的に同一の関税その他の通商規則の適用は求められていない。

このことから関税同盟の域内貿易は、アンチダンピング措置や補助金相殺関税措置のみならず、対世界セーフガード措置の対象からも除外されるとの主張がある⁸³。この見解に対しては、GATT 24条 8(a)(ii)項は、関税同盟における対外措置の完全な調和を求めている訳ではなく、対世界セーフガード措置が最恵国待遇原則に基づいて発動されるべきとの規律は、関税同盟の場合についても成り立つという反論⁸⁴もある。

セーフガード協定 2.1注では、「関税同盟は、一の単位として又は一の構成国のためにセーフガード措置をとることができる。」と定めており、重大な損害(及びおそれ)の決定のための要件も、それに応じた単位に存在する条件に基づくものとされている。関税同盟についても、対世界セーフガード措置の域内国への不適用は、当該セーフガード措置がどの構成単位(関税同盟全体か、一つの構成国か)のために取られているのかという点と、前述の論点 3の損害認定と発動対象のパラレリズムを併せて考慮する必要がある。

また、地域貿易協定において、域内では貿易救済措置を競争政策の協調により代替し、域外国については引き続き貿易救済措置を適用するといった二重のシステムを維持することは、貿易歪曲的效果を有するとの主張⁸⁵がある。この点に関して、関税同盟が共通の対外政策を取ることが、域内の貿易救済措置の不適用・適用の問題に関して自由貿易協定と異なる正当化の根拠を与えるかどうかについても明確でない。

⁸² 関税その他の通商規則 (ORC) と、前出の関税その他の「制限的」通商規則 (ORRC) とは区別されている。ORRC と同様に、ORC に何が含まれるかは必ずしも明確になっていないが、トルコ繊維製品ケースのパネル報告では、アンチダンピング措置を含む貿易に影響を与えるどのような規則も含まれ得るとされている。(WTO: WT/DS34/R, para. 9.120)。

⁸³ EC の主張。(WTO: WT/REG/M.14, para. 9)。

⁸⁴ 香港及び韓国の主張。(WTO: WT/REG/W/19, para. 11) (WTO: WT/REG/M/14, para. 10)。

⁸⁵ 日本の主張。(WTO: WT/REG/W/28)。

5.2 関連紛争案件

次に、関連する紛争処理案件を取り上げ、各々案件において地域貿易協定における貿易救済措置の扱いや類似の輸入制限的慣行が、どのように議論されたかについて検討してみたい。

(1) トルコ - 繊維及び繊維製品輸入数量制限ケース⁸⁶

トルコの繊維及び繊維製品輸入数量制限のケースは、貿易救済措置を対象としたものではないが、地域貿易協定に関連する紛争処理案件として引用されることが多いため、ここで概観することとする。

本件は、1995年にトルコとECの間で関税同盟の実施が合意された⁸⁷ことを受け、1996年1月1日にトルコが繊維及び繊維製品19カテゴリーについて、インドに対してECと同様の輸入数量制限を課したため、インドがパネル提訴したものである。1999年5月にパネル報告、1999年10月に上級委員会報告が提出され、1999年11月に上級委員会報告及び上級委員会報告により修正されたパネル報告が紛争処理委員会において採択されている。

パネル報告は、トルコの措置がGATT 11条、13条及び繊維協定(ATC) 2.4条に違反していると結論し、GATT 24条により当該措置が正当化されるというトルコの主張を退けている。上級委員会報告も、パネル報告を支持する内容となっている。

また、上級委員会報告書は、GATT 24条に基づく「defense」、即ちGATT 24条を根拠として他のWTO協定に不整合な措置を正当化することは、以下の2つの条件を同時に満たす場合にのみ用いることができるとしている⁸⁸。

この「defense」の恩恵を申し立てている側が、GATT 24条の8条(a)と5条(a)の基準を完全に満たす関税同盟の形成の際に、当該措置が導入されたことを立証すること。

申し立てている側が、当該措置の導入が許されなければ関税同盟の

⁸⁶ WTO :WT/DS34-Turkey-Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products .

⁸⁷ 前述のとおり Turkey-EC Association Council Decision 1/95 に基づくもの。

⁸⁸ この基準は、「必要性テスト(necessity test)」と呼ばれ、その後度々パネルや上級委員会報告で触れられている。

形成が妨げられたであろうことを立証すること。

上級委員会報告は、本件においては、輸入数量制限に拠らずとも、原産地基準等の代替案を用いることが可能であったと判断し、2つ目の条件に照らして、関税同盟の形成のためにトルコが輸入数量制限の導入を行わなければならなかったわけではないと結論している。

しかしながら同時に、上級委員会は、GATT 11条や 13条に不整合な輸入制限措置が GATT 24条で果たして正当化し得るかどうかや、GATT 24条に係る他の争点について、何ら判断を下すものではないとして、パネル報告のこの点に関する詳細な解釈を無効化している。⁸⁹

(2) アルゼンチン - 履物セーフガードケース⁹⁰

関税同盟におけるセーフガード措置の不適用の問題が取り上げられたのが本件である。アルゼンチンは、1997年 2月 14日に、履物に関するセーフガード調査を開始し、同時に暫定措置を課した。さらに、1997年 9月 13日にセーフガードの確定措置を発動した。このセーフガード措置は、アルゼンチンの法制に基づいて取られているが、WTO セーフガード委員会への通報は、当時の MERCOSUR 議長国のウルグアイから行われている。これに対して EC は、アルゼンチンの措置はセーフガード協定 2条、4条、5条、6条、12条、及び GATT 19条 1(a)に違反するとしてパネル提訴を行った。1999年 6月にパネル報告が、1999年 12月に上級委員会報告が提出され、2000年 1月に採択されている。

パネル報告は、アルゼンチンの措置がセーフガード協定 2条及び 4条に違反すると結論した。上級委員会は、アルゼンチンが調査対象に MERCOSUR 域内からの輸入を含めながら、発動対象から外したことは正当化できないとするパネル報告を指

⁸⁹ また、このケースでは、GATT 24条 5のシャポーが、「この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。」と規定している点が、トルコ側の GATT 24条による defense の一部として持ち出されたが、上級委員会は、GATT 24条 4の「関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはない。」との目的 (purpose) な規定や GATT 24条 5の「他の加盟国の貿易に悪影響を及ぼすことを最大限可能な限り避けるべき」との規定に着目し、GATT 24条 5のシャポーもこの目的のもとに解釈されるべきであるとしている。

⁹⁰ WTO :WT/DS121-Argentina-Safeguard Measures on Imports of Footwear .

示しながらも、パネル報告において当該セーフガード措置は MERCOSUR が域内国であるアルゼンチンのために行った措置であるとの前提で、セーフガード協定 2.1条の注 1及び GATT 24条の解釈に言及している部分については支持できないとして覆している。上級委員会は、当該措置はアルゼンチンが自国の法制に基づき発動したものであり、関税同盟に係わるセーフガード協定 2.1条の注 1及び GATT 24条に関する解釈を行うことは妥当でなく、セーフガード協定 2.1条(調査対象)及び 2.2条(発動対象)のパラレルリズムが満たされていないことにより、アルゼンチンによる当該措置の発動は正当化根拠を欠くと判断した。

さらに、上級委員会は、「一般原則として、関税同盟のある国が域内の他の国をセーフガード措置の発動対象から除外することができるかどうかについては何ら判断を下すものではない。」としている。

(3) 米国 - 小麦グルテンセーフガードケース⁹¹

本件では、自由貿易協定におけるセーフガード措置の不適用の問題が取り上げられることになった。1997年10月1日に米国 ITC (International Trade Commission) は小麦グルテンに関するセーフガード調査を開始し、1998年6月1日に輸入数量制限の形態で、確定セーフガード措置を発動した。NAFTA のメンバーであるカナダからの輸入は措置の対象から外された。EC がパネル提訴を行い、1999年7月にパネル報告が、2000年12月に上級委員会報告が提出され、2001年1月に採択された。

米国がセーフガードの調査対象に NAFTA の域内国であるカナダを含めながら、発動の対象からは外した点について、パネル報告は、セーフガード協定 2.1条及び 4.2条に違反すると判断した。これに対して、米国は ITC はカナダを含む全ての輸入に対する調査と併せて、カナダからの輸入に対する「独立なその後の調査 (separate and subsequent examination)」を行った点をパネルが十分考慮に入れていないとの反論を行っている。しかしながら、上級委員会は、ITC の一連の調査はカナダからの輸入を除いた輸入がセーフガード協定の 2.1条及び 4.2条に定める調査条件を満たしているかどうかについては明らかにしていないとして、米国の措置がこれらの条項に違反するというパネル報告の結論を支持している。

また、米国は、パネル報告は GATT 24条や、セーフガード協定 2.1条の注 1を十

⁹¹ WTO :WT/DS 166-United States-Definitive Safeguard Measure on Imports of Wheat Gluten from the European Communities .

分考慮していないと主張したが、上級委員会は、「本紛争案件は一般原則として自由貿易協定の域内国が他の域内国からの輸入をセーフガード措置の対象から外すことができるのかという問題を提起するものでない」とのパネルの判断を支持し、この点に触れる必要はないとした。⁹²

(4) 米国 - 羊肉セーフガードケース⁹³

米国は、小麦グルテンのセーフガードの調査開始から約1年後の1998年10月7日に、羊肉についてのセーフガード調査を開始した。1999年7月22日に関税割当の形態でセーフガードの確定措置が発動され、オーストラリアとニュージーランドがパネル提訴した。2000年12月にパネル報告が、2001年5月に上級委員会報告が提出され、同月に採択されている。

本件でも、米国のセーフガード調査の対象には、NAFTAの域内国であるカナダやメキシコ、Caribbean Basin Economic Recovery Act や Andean Trade Preference Act の対象となるカリブ諸国等が含まれているものの、措置の発動対象からは外された。

パネル報告及び上級委員会は、米国の措置が、「事情の予見されなかった発展 (unforeseen developments)」の証明 (GATT 19条 1(a)) や、国内産業の定義 (セーフガード協定 4.1(a))⁹⁴、因果関係 (セーフガード協定 4.2(b)) の点で違反しているとの判断を行い、自由貿易協定とセーフガード措置に関連する論点 (セーフガード協定 2.2条、及び GATT 1条) については、「訴訟経済 (Judicial Economy)」の観点から判断を下していない。

⁹² なお、EC は、GATT 19条 1(a) の事情の予見されなかった発展 (unforeseen development) を ITC が考慮していない点や GATT 1条の最恵国待遇やセーフガード協定 5条 1の「加盟国は、重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度においてのみセーフガード措置をとる」との点についてもパネル提訴していたが、パネル報告では「訴訟経済 (Judicial Economy)」の観点からこの点については判断が下されなかった。

これに対し EC は、米国が再度同様の違反を犯す可能性があるとして主張し、上級委員会に控訴したが、上級委員会は米国の措置はセーフガード協定 2条及び 4条違反である以上、EC の主張する点についてさらに判断する必要はないと退けている。

⁹³ WTO :WT/DS177、WT/DS178-United States-Safeguard Measure on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb from New Zealand .

⁹⁴ 国内産業の定義については、パネル報告はセーフガード協定 4.2(c)違反と判断していたが、上級委員会はこれをセーフガード協定 4.2(a)違反であると修正している。

(5) 米国 - 綿糸繊維セーフガードケース⁹⁵

本件は、一般セーフガードではなく、繊維セーフガードを対象としたものであるが、域内不適用の問題を含んでいる。

1999年3月17日に米国がパキスタン産綿糸に対して繊維セーフガード措置を発動し、パキスタンがパネル提訴を行った。2001年5月にパネル報告が、2001年10月に上級委員会報告が提出され、2001年11月に採択されている。

NAFTAの域内国であり、同種の製品の主要な供給国でもあるメキシコからの輸入による損害が個別に検討されなかった点について、米国の措置が繊維協定6.4条に違反していると判断された。

(6) 米国 - ラインパイプセーフガードケース⁹⁶

米国が1998年から2000年に掛けて発動したセーフガード措置に関する紛争が相次ぐ結果となった。米国は、1999年7月29日にラインパイプについてのセーフガード調査を開始し、2000年3月1日に確定措置を発動した。NAFTAの域内国であるカナダとメキシコは措置の対象から外された。当該セーフガード措置について韓国がWTOに提訴し、2001年10月にパネル報告が、2002年2月に上級委員会報告が提出され、2002年3月に採択された。

パネル報告では、米国羊肉セーフガードケースの時にも認められたように、米国の措置が、GATT 19条に定められる「事情の予見されなかった発展 (unforeseen developments)」の立証や輸入と重大な損害の因果関係の立証 (セーフガード協定4.2(b))の点でWTO協定に不整合であるとの判断を下した。しかしながら、NAFTAの域内国であるカナダとメキシコをセーフガード措置の適用対象から除外したことについては、GATT 24条により正当化できると判断した。

即ち、パネル報告は、NAFTAはGATT 24条の自由貿易協定の条件に合致しているとし、また、セーフガード措置はGATT 24条8(b)のORRCに該当し、域内で廃止することに問題ないと述べている。トルコ繊維製品ケースで上級委員会が示した

⁹⁵ WTO :WT/DS192-United States-Transitional Safeguard Measures on Combed Cotton Yarn from Pakistan .

⁹⁶ WTO :WT/DS202-United States-Definitive Safeguard Measures on Imports of Circular Welded Carbon Quality Line Pipe .

「必要性テスト(necessity test)」については、域外国への輸入制限措置の導入を扱ったものであり、ORRC の域内廃止に課すことは妥当でないと判断した。これらのことから、米国がセーフガード措置をカナダ、メキシコに適用しなかったことは、GATT 1条、13条、19条に違反しないと解釈した。さらに、「GATT 24条による defense」は、セーフガード協定 2.2条の無差別条項にも適用可能だとして、この条項にも違反しないとした。

パネル報告は、セーフガード措置の調査対象と適用対象の「パラレリズム(parallelism)」(セーフガード協定 2.1条、2.2条)についても、米国 ITC 報告書は注釈 168において域外国からの輸入のみが重大な損害を起こすことに言及していることから、調査対象と発動対象のパラレリズム(parallelism)が満たされていないとする韓国の主張は「一応の証拠の推定が働く事案(prima facie case)」を構成するに不十分だとして退けている⁹⁷。

上級委員会での付託事項には、パラレリズム(parallelism)に関する韓国の主張が「一応の証拠の推定が働く事案(prima facie case)」を構成しているかどうかが含まれた。上級委員会は、米国 ITC の調査がカナダとメキシコを含む全ての輸入を対象としており、その上でカナダ、メキシコを適用対象から除外している点を指摘し、韓国の主張は「一応の証拠の推定が働く事案(prima facie case)」を構成していると判断し、パネルの結論を覆している。

その上で、米国がセーフガード措置の適用対象を NAFTA の域外国のみに限定していることに関して、セーフガード協定 2.1条及び 4.2条の条件を満たす「根拠のある妥当な説明(reasoned and adequate explanation)」を提供しているかどうかについては、米國小麦グルテンセーフガードのケースと同様に、注釈 168は十分でないとし、米国はこれらの条項に違反していると結論している。

なお、GATT 24条によりセーフガード協定 2.2条の無差別条項違反が擁護されるかどうかについては、上級委員会は本件では判断の必要がないため、この点に関するパネル報告の結論は法的影響を及ぼさないと修正している。上級委員会は、GATT 24条とセーフガード協定 2.2条の関係、即ち域内国をセーフガード措置の対象から外すことそれ自体が問題となるのは、域内国からの輸入が重大な損害

⁹⁷ パネル報告は、前述の米國小麦グルテンセーフガードのケースにおいて、上級委員会が NAFTA の域外国からの輸入のみで国内産業への重大な損害が引き起こされるとの明確な立証を行わない限りは、これらの域外国のみを対象としたセーフガード措置の発動は違法であると判断したことについて引用しつつも、(同様の議論が本件でもあてはまるとの判断ではなく、)韓国の主張が「一応の証拠の推定が働く事案(prima facie case)」に構成するかどうかを焦点としている。

の決定からそもそも除かれる場合、又は 域内国からの輸入も調査対象に含まれるが、それとは別に域外国からの輸入のみについてもセーフガード協定 2.1条及び 4.2条の要件を満たす調査が行われる場合であると述べている。

5.3 論点の考察

これまで、地域貿易協定委員会における議論や、関連する紛争処理案件を概観してきた。地域貿易協定委員会で検討されたいくつかの論点が、紛争処理でも争われているが、特にどのような論点について注意を要するのであるうか。

(1)貿易救済措置の紛争化の傾向

5.2で検討した紛争の事例からも分かるように、貿易救済措置のうちセーフガード措置の域内不適用の問題が頻繁に争われていることが分かる。一方、アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置の地域貿易協定における扱いに関連する事項については、未だ争われた経験がない。

この理由の一つには、5.1(3)で指摘したとおり、セーフガード協定では2.2条の無差別条項が、地域貿易協定におけるセーフガード措置の域内不適用の直接的な論点として争われ易い一方で、アンチダンピング協定や補助金相殺措置協定にはそのような無差別条項が存在しないということがあるだろう。

また、域内でセーフガード措置を原則不適用としているNAFTAにおいて、域内国である米国がセーフガード措置を近年頻繁に用いたため、類似の紛争が続いたという面はあるだろう。

(2)セーフガード措置の域内不適用

これまでのところ、セーフガード措置の域内不適用については、頻繁に紛争案件として争われているものの、パネルや上級委員会は、地域貿易協定における域内の貿易救済措置の扱い自体について影響を及ぼすような、直接的な判断を下すことには非常に慎重になっていることが伺われる。

これまでは、むしろ、域内不適用とされたセーフガード措置が、「パラレルリズム(parallelism)」の充足など調査の妥当性の観点から、WTO協定に違反するとの結論が繰り返される状況となっている。

しかしながら、セーフガード措置の域内原則不適用を定めた地域貿易協定の法的枠組みが変更されないまま、新たな措置が発動されるとすれば、米国ラインパイプケースで上級委員会により示されたような、セーフガード調査が域外国のみを対象として行われ、地域貿易協定におけるセーフガード措置の域内不適用の根本的な問題が、いずれ争われることは避けられないであろう。

直近では、2002年3月に米国が鉄鋼セーフガード措置を発動し、既に8カ国がWTOにパネル提訴を行っているが、NAFTA域内のカナダ、メキシコは発動対象から除外されており、今後どのような判断が下されるのか、なりゆきが注目される。

(3)アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置を巡る動向

アンチダンピング措置や補助金相殺関税措置についても、例えば関税同盟の拡大に伴う域外国への自動適用の可能性などもあり、今後とも注視が必要である。

また、地域貿易協定におけるアンチダンピング措置や補助金相殺関税措置の域内不適用についても、5.1(4)で指摘したとおり、これまでセーフガード措置で頻繁に違反とされた「パラレリズム (parallelism)」の問題を生じる可能性があるので、注意が必要である。

(4)勧告の実施と地域貿易協定委員会へのフィードバックの必要性

地域貿易協定における貿易救済措置の扱いに関連する事項を巡り、パネルや上級委員会報告の勧告が着実に実施されることが重要であるのは言うまでもない。さらに、これらの勧告内容のインプリケーションが、地域貿易協定委員会における地域貿易協定の審査やラウンドでの更なる交渉に反映されて行くことも重要であろう。

6. おわりに～地域貿易協定における貿易救済措置の望ましい形態～

2.から5.まで、地域貿易協定における貿易救済措置の扱いの実態やWTO整合性に関する論点及び関連する紛争案件を包括的に検討してきた。これらの事実から、地域貿易協定における貿易救済措置の扱いに関する望ましい形態を判断するとすれば、どのような処方箋が見えてくるのだろうか。

今後、地域貿易協定を締結するに当たり、貿易救済措置の規定のあり方に関しては、どのような点に配慮すべきなのであるか。

域内(二国間)セーフガード措置

地域貿易協定の締結による貿易自由化に伴い、域内国からの急激な輸入増加が予想される場合には、移行期間中、一定の条件の下で、暫定的な域内セーフガード措置を設けることは一つの手段であろう。

対世界セーフガード措置

紛争処理等の現状に鑑みるに、対世界セーフガード措置の域内廃止そのものが違法と判断されている訳ではないが、自由貿易協定において対世界セーフガードの域内不適用を法的に制度化することは、対世界セーフガード措置を実際に発動した場合に、紛争化の恐れも孕む問題を生じることになる。

関税同盟において、域内国が対世界セーフガードから除外される場合には、セーフガード措置がどの構成単位(関税同盟全体か、一つの構成国か)のために取られているのかという点、及び損害認定調査と発動対象のパラレルリズムの充足が担保されることが重要である。

その他の制限的通商規則(ORRC)

対世界セーフガード措置から域内国を除外することが問題を惹起するとの視点からは、その他の制限的通商規則(ORRC)の例外リストが illustrative(例示的)なものであり、GATT 19条に基づくセーフガード措置も必要に伴い地域貿易協定の域内で維持しようとの判断が必要になる。

また、セーフガード措置がその他の制限的通商規則(ORRC)に含まれるとすれば、

アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置も同様にその他の制限的通商規則 (ORRC) に含まれると考えるのが自然であろうが、この後 2 者の措置の域内での維持の必要性については、国により見解が異なる点であると考えられる。

域内アンチダンピング措置と補助金相殺関税措置

その他の制限的通商規則 (ORRC) について、前述の前提に立った上で、域内における競争政策や補助金規律の強化の協調が図られるなどにより、アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置の域内での維持が特段必要とされない場合には、GATT 24 条 8 項の趣旨に則して、これらの措置の域内での廃止に努めることが必要になる。

既存の貿易救済措置の域外国への適用

新たに締結される関税同盟が、共通の対外政策を導入していく際にも、トルコ繊維製品ケースで示された「必要性テスト(necessity test)」への合致や、GATT 24 条 4 項及び 5 項で定めるように、域外国との間の貿易に対する障壁を引き上げることのないよう、最大限誠実な配慮を行うことが求められる。

以上、アンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の地域貿易協定における扱いの現状について分析を行い、望ましい扱いのあり方について検討してきた。

さらに、貿易救済措置の扱いに関するこれらの新しい取組みは、地域貿易協定のみならず、WTO を中心とする多角的貿易体制においても検討されるべきものであると考えられる。「貿易と競争」のワーキンググループの設置などにその端緒を見ることができる。地域貿易協定における貿易救済措置の扱いを踏まえつつ、WTO における貿易救済措置のあり方を再検討し、世界貿易の更なる自由化の促進に資することが大いに期待される。

参考文献

- Bhagwati, Jagdish N., Panagariya, Arvind, and Srinivasan, T.N. 1998. Lectures on International Trade: second edition, The MIT Press.
- Bronckers, Marco C.E.J. 2000. A Cross-Section of WTO Law, Cameron May.
- Clarida, Richard H. 1996. "Dumping: In Theory, in Policy, and in Practice," in Jagdish N. Bhagwati and Robert E. Hudec ed., Fair Trade and Harmonization: Prerequisites for Free Trade? -, The MIT Press.
- Deardorff, Alan V. 1993. "Economic Perspectives on Antidumping Law," in Robert M. Stern ed., The Multilateral Trading System, University of Michigan Press.
- Gilpin, Robert 2000. The Challenge of Global Capitalism: the World Economy in the 21st Century, Princeton University Press.
- Hoekman, Bernard 1998. Free Trade and Deep Integration: Antidumping and Antitrust in Regional Agreements. World Bank Working Paper No. 1950.
- Jackson, John H. 2000. The Jurisprudence of GATT & the WTO: Insights on Treaty Law and Economic Relations, Cambridge University Press.
- Jackson, John H. 1997. The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations, The MIT Press.
- Krugman, Paul, and Obstfeld Maurice 1994. International Economics: Theory and Policy, third edition, Harper Collins.
- Lindsey, Brink. 1999. The U.S. Antidumping Law Rhetoric versus Reality, CATO Institute 's Center for Trade Policy Studies, Trade Policy Analysis No.7.
- Marceau, Gabrielle 1994. Anti-Dumping and Anti-Trust Issues in Free Trade Areas, Oxford University Press.
- Messerlin, Patrick A. 2000. "Antidumping and Safeguards," in Jeffrey J. Schott ed., The WTO after Seattle, Institute for International Economics.
- Messerlin, Patrick A. 1997. "Reforming the Rules of Antidumping Policies," in Horst Siebert ed., Towards a New Global Framework for High-Technology Competition, Institut fur Weltwirtschaft an der Universitat Kiel.
- Organization of Economic Cooperation and Development. 1984. Competition and Trade Policies: Their Interaction.

- Prusa, Thomas J. 1997. "The Trade Effects of U.S. antidumping Actions," in Robert C. Feenstra ed., The Effects of U.S. Trade Protection and Promotion Policies, National Bureau of Economic Research, The University of Chicago Press.
- Prusa, Thomas J. 1999. On the Spread and Impact of Antidumping. NBER Working Paper No. W7404.
- Srinivasan, T.N. 1998. "Regionalism and the WTO: Is Nondiscrimination Passe?," in Anne O. Krueger ed., The WTO As an International Organization, The University of Chicago Press.
- Willig, Robert D. 1998. "Economic Effects of Antidumping Policy," in Robert Z. Lawrence ed., Brookings Trade Forum 1998, Brookings Institution Press.
- World Trade Organization. 1995. Analytical Index: Guide to GATT Law and Practice: Volume 2.
- 田村次朗[2001] 『WTO ガイドブック』 弘文堂。
- 松下満雄、清水章雄、中川淳司編[2000] 『ケースブック ガット・WTO 法』 有斐閣。
- 経済産業省通商政策局編[2002] 『2002 年版不公正貿易報告書～WTO 協定から見た主要国の貿易政策～』
- 経済産業省通商政策局編[2001] 『2001 年版不公正貿易報告書～WTO 協定から見た主要国の貿易政策～』

<各地域貿易協定に関する文献>

EU (欧州連合)

- The Treaty Establishing the European Communities (1957)
- Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts (1997)
- 岸上慎太郎、田中友義編著[1989] 『EC 1992年ハンドブック』 The Japan Times。
- デイヴィッド・エドワード、ロバート・レイン著、庄司克宏訳[1995] 『EU法の手引き』 国際書院。

EEA (欧州経済領域協定)

Agreement on the European Economic Area (1992)
EEA Agreement Annex XIV : Competition (1992)
EEA Agreement Annex XV : State Aid (1992)
Protocol 13 on the Non-Application of Anti-Dumping and Countervailing Measures (1992)

EFTA (欧州自由貿易連合)

Convention Establishing the European Free Trade Association (1960)
Annex XX to the Agreement Amending the Convention Establishing the European Free Trade Association (2001)
WTO. 2001. European Free Trade Association - Biennial Report on the Operation of the Convention - Communication from the European Free Trade Association. WT/REG85/R/B/2, G/L/476.

EFTA-シンガポール自由貿易協定

Free Trade Agreement between the EFTA States and Singapore (2002)

EU-スロヴェニア中間協定

WTO. 1996. Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Communication from the Parties to the Agreement. WT/REG32/N/1.
WTO. 1997. Interim Agreement between Slovenia and the European Communities. WT/REG32/1.
WTO. 1997. Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Communication from the Parties. WT/REG32/2.
WTO. 1998. Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Corrigendum. WT/REG32/2/Corr.1.

- WTO. 1998. Examination of the Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Note on the Meeting of 18 February 1998. WT/REG32/M/1.
- WTO. 1998. Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Questions and Replies. WT/REG32/4.
- WTO. 1998. Examination of the Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Note on the Meeting of 7 July 1998. WT/REG32/M/2.
- WTO. 1998. Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Questions and Replies. WT/REG32/6.
- WTO. 1998. Examination of the Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Note on the Meeting of 1 December 1998. WT/REG32/M/3.
- WTO. 1999. Examination of the Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Note on the Meeting of 30 April 1999. WT/REG32/M/4.
- WTO. 1999. Examination of the Interim Agreement between Slovenia and the European Communities - Note on the Meeting of 22 September 1999. WT/REG32/M/5.

EU-ブルガリア、ルーマニア、エストニア、ラトヴィア、リトアニア中間協定

- WTO. 1995. Europe Agreement between the Republic of Bulgaria and the European Community. WT/REG1/1.
- WTO. 1995. Interim Agreement between the European Community and the Republic of Bulgaria - Questions and Replies. WT/REG1/3.
- WTO. 1997. Examination of the Interim Agreements between the EC-Bulgaria and EC-Romania, and of the Free Trade Agreements between the European Communities and Estonia, Latvia and Lithuania - Note on the Meeting of 5 November 1996. WT/REG1/M/1, WT/REG2/M/1, WT/REG7/M/1, WT/REG8/M/1, WT/REG9/M/1.
- WTO. 1998. Examination of the Interim Agreements between the European Communities and Bulgaria, and Romania - Communication from the

European Communities. WT/REG1/5, WT/REG2/4.

EU-トルコ関税同盟

Decision No.1/95 of the EC-Turkey Association Council implementing the final phase of the Customs Union (1995)

WTO. 2001. Examination of the Customs Union between Turkey and the European Communities - Note of the Meeting of 12 October 2000. WT/REG22/M/3.

WTO. 2000. Customs Union between Turkey and the European Community - Questions and Replies - Addendum. WT/REG22/6/Add.2.

WTO. 1997. Examination of the Customs Union between the European Communities and Turkey - Note on the Meeting of 1 October 1997. WT/REG22/M/2.

WTO. 1997. Customs Union between Turkey and the European Community - Questions and Replies - Addendum. WT/REG22/6/Add.1.

WTO. 1997. Customs Union between Turkey and the European Community - Questions and Replies. WT/REG22/6.

WTO. 1997. Examination of the Customs Union between the European Communities and Turkey - Note on the Meeting of 23 October 1996. WT/REG22/M/1.

WTO. 1996. Customs Union between Turkey and the European Community - Communication from the Parties to the Customs Union. WT/REG22/5.

WTO. 1996. Customs Union between Turkey and the European Community - Basic Data for Article XXIV:5 and Article XXIV:6 - Discussions and Negotiations. WT/REG22/3.

WTO. 1996. Customs Union between Turkey and the European Community. WT/REG22/2.

WTO. 1996. Customs Union between Turkey and the European Community - Addendum. WT/REG22/1/Add.1.

WTO. 1996. Customs Union between Turkey and the European Community. WT/REG22/1.

WTO. 1996. Customs Union between Turkey and the European Community -

Communication from the Parties to the Agreement - Addendum.
WT/REG22/N/1/Add.1.

WTO. 1995. Customs Union between Turkey and the European Community -
Communication from the Parties to the Customs Union. WT/REG22/N/1.

EU - メキシコ自由貿易協定

Decision No.2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000 (2000)

WTO. 2000. Free Trade Agreement between the European Community and
Mexico - Notification from the Parties. WT/REG109/N/1.

WTO. 2000. Free Trade Agreement between the European Community and
Mexico. WT/REG109/1.

WTO. 2000. Free Trade Agreement between the European Community and
Mexico -Addendum. WT/REG109/1/Add.1.

WTO. 2001. Free Trade Agreement between the European Communities and
Mexico - Communication from the Parties. WT/REG109/3.

EU-MERCOSUR 地域間枠組み協定

Interregional Framework Cooperation Agreement between the European
Community and its Member States, of one Part, and the Southern Common
Market and its Party States, of the other Part (1995)

Joint Declaration on Political Dialogue between the European Union and
MERCOSUR. (1995)

NAFTA (北米自由貿易協定)

North American Free Trade Agreement (1994)

Interim Report of the NAFTA 1504 Working Group on Trade and Competition
to the NAFTA Commission (1997)

WTO. 1995. Working Party on the North American Free Trade Agreement -
Questions and Replies. WT/REG4/1.

WTO. 1995. Working Party on the North American Free Trade Agreement -

Questions and Replies - Addendum. WT/REG4/1/Add.1.

WTO. 1997. Examination of the North American Free Trade Agreement - Note on the Meeting of 20-21 July 1995. WT/REG4/M/1.

WTO. 1997. Examination of the North American Free Trade Agreement - Note on the Meeting of 30 July 1996. WT/REG4/M/2.

WTO. 1997. Examination of the North American Free Trade Agreement - Note on the Meeting of 24 February 1997. WT/REG4/M/4.

カナダ - チリ自由貿易協定

Canada-Chile Free Trade Agreement (1997)

WTO. 1997. Free Trade Agreement between Canada and Chile. WT/REG38/1.

WTO. 1998. Free Trade Agreement between Canada and Chile - Communication from the Parties. WT/REG38/2.

WTO. 1998. Canada-Chile Free Trade Agreement. WT/REG38/4.

WTO. 1998. Examination of the Free Trade Agreement between Canada and Chile - Note on the Meeting of 7 May 1998. WT/REG38/M/1.

WTO. 1998. Examination of the Free Trade Agreement between Canada and Chile - Note on the Meeting of 7 July 1998. WT/REG38/M/2.

WTO. 1998. Examination of the Free Trade Agreement between Canada and Chile - Note on the Meeting of 24 September 1998. WT/REG38/M/3.

カナダ - イスラエル自由貿易協定

Free Trade Agreement between the Government of Canada and the Government of the State of Israel (1996)

WTO. 1997. Free Trade Agreement between Canada and Israel - Communication from the Parties. WT/REG31/4.

チリ- メキシコ自由貿易協定

WTO. 2001. Free Trade Agreement between Chile and Mexico - Notification from the Parties to the Agreement. WT/REG125/N/1.

MERCOSUR (南米南部共同市場)

Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement (Treaty of Asuncion)
(1991)

MERCOSUR Agreement Annex IV: Safeguard Clauses (1991)

MERCOSUR/CMC/DEC No. 11/97 (1997)

WTO. 1995. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement.
WT/COMTD/1.

WTO. 1995. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement - Addendum.
WT/COMTD/1/Add.1.

WTO. 1995. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement -
Corrigendum. WT/COMTD/1/Corr.1.

WTO. 1995. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement - Addendum.
WT/COMTD/1/Add.2.

WTO. 1995. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement - Replies to
the Additional Questions and Comments Submitted to the Working Party -
Addendum. WT/COMTD/1/Add.3.

WTO. 1996. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement - Questions
and Replies - Addendum. WT/COMTD/1/Add.4.

WTO. 1997. Southern Common Market (MERCOSUR) Agreement - Questions
and Replies - Revision. WT/COMTD/1/Add.4/Rev.1.

WTO. 1997. Examination of the Southern Common Market Agreement - Note on
the Meeting of 20 September 1996. WT/COMTD/1/Add.10.

WTO. 1997. Examination of the Southern Common Market Agreement - Note on
the Meeting of 10-11 October 1995. WT/COMTD/1/Add.9.

WTO. 1997. Southern Common Market (MERCOSUR) - Information Submitted
by the Parties - Addendum. WT/COMTD/1/Add.11.

WTO. 1997. Examination of the Southern Common Market Agreement - Note on
the Meeting of 1 May 1997 - Addendum. WT/COMTD/1/Add.12.

FTAA (米州自由貿易地域)

Ministerial Declaration - Buenos Aires, Argentina, Free Trade Area of the Americas Sixth Meeting of Ministers of Trade of the Hemisphere (2001)
FTAA Secretariat. 2001. Overview of the FTAA Process
FTAA Secretariat. 2001. FTAA - Free Trade Area of the Americas Draft Agreement. FTAA.TNC/w/133/Rev.1.

LAIA

WTO. 1997. Latin American Integration Association. WT/COMTD/11.

CARICOM

WTO. 2000. Caribbean Community and Common Market - Biennial Report on the Operation of the Agreement. WT/REG92/R/B/1, G/L.359.

CACM

WTO. 2000. General Treaty on Central American Economic Integration - Biennial Report on the Operation of the Agreement. WT/REG93/R/B/1, G/L/358.

AFTA (ASEAN自由貿易地域)

Protocol on Notification Procedures (1998)

Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products (1999)

Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area (1992)

Protocol Regarding the Implementation of the CEPT Scheme Temporary Exclusion List (2000)

Protocol to Amend the Framework Agreement on Enhancing ASEAN Economic Cooperation (1995)

Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff

Scheme for the ASEAN Free Trade Area (1995)
Protocol to Amend the Agreement on ASEAN Preferential Trading
Arrangements (1995)
Framework Agreement on Enhancing Economic Cooperation (1992)

ANZCERTA (オーストラリア - ニューゼaland 経済協力協定)

Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (1983)
Exchange of Letters on Tariffs and Quantitative Export Restrictions 1988
(1988)
Protocol to the Australia New Zealand Closer Economic Relations - Trade
Agreement on Acceleration of Free Trade in Goods (1988)
Department of Foreign Affairs and Trade, Government of Australia. 1997.
“Closer Economic Relations - Background Guide to the Australia New
Zealand Economic Relationship ”
WTO. 2000. Australia and New Zealand Closer Economic Relations Trade
Agreement (ANZCERTA) - Free Trade Agreement between Australia and
New Zealand - Biennial Report on the Operation of the Agreement.
WT/REG111/R/B/1, G/L/406.
WTO. 2000. Australia and New Zealand Closer Economic Relations Trade
Agreement (ANZCERTA) - Free Trade Agreement between Australia and
New Zealand - Biennial Report on the Operation of the Agreement -
Addendum. WT/REG111/R/B/1/Add.1, G/L/406/Add.1.

ニューゼaland - シンガポール 経済協力協定

Agreement between New Zealand and Singapore on a Close Economic
Partnership (2000)
WTO. 2001. Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer
Economic Partnership. WT/REG127/1.

日 シンガポール 新時代 経済連携協定

Agreement between the Republic of Singapore and Japan for a New-Age
Economic Partnership (2002)

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の
協定(2002)

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の
協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国との間の実施取極
(2002)

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の
協定の署名に際する日本及びシンガポールの両国首脳による共同発表(21
世紀のダイナミズムと繁栄に向けて)(2002)

日本・シンガポール自由貿易協定共同検討会合[2000]「日本とシンガポールとの
新時代における連携のための経済協定」共同検討会合報告書

経済産業省[2002]「日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)について」

APEC (アジア太平洋経済協力)

APEC Economic Leaders' Declaration of Common Resolve - Bogor (1994)

APEC Economic Leaders' Declaration for Action - Osaka (1995)

The Osaka Action Agenda Implementation of the Bogor Declaration (1995)

Declaration on an Asia-Pacific Economic Cooperation Framework for
Strengthening Economic Cooperation and Development - Manila (1996)

Manila Action Plan for APEC (1996)

APEC. Committee on Trade and Investment. 2000. Annual Report to Ministers.

山澤逸平、鈴木敏郎、安延伸編著[1995]「APEC入門」東洋経済新報社。

菊地努著[1995]「APEC - アジア太平洋新秩序の模索」財団法人日本国際問
題研究所。

細野昭雄[1995]「APECとNAFTA - グローバリズムとリジョナリズムの相克」有斐
閣。

<その他 WTO 文書>

年次報告書

World Trade Organization(WTO). 2002. Annual Report 2002 .
World Trade Organization(WTO). 2001. Annual Report 2001 .
World Trade Organization(WTO). 2000. Annual Report 2000 .

<その他 WTO 地域貿易協定委員会関連文献>

地域貿易協定委員会年次報告書

WTO. 2001. Report (2001) of the Committee on Regional Trade Agreements to the General Council. WT/REG/10.
WTO. 2000. Report (2000) of the Committee on Regional Trade Agreements to the General Council. WT/REG/9.
WTO. 1999. Report (1999) of the Committee on Regional Trade Agreements to the General Council. WT/REG/8.
WTO. 1998. Report (1998) of the Committee on Regional Trade Agreements to the General Council. WT/REG/7.
WTO. 1997. Report (1997) of the Committee on Regional Trade Agreements to the General Council. WT/REG/3.
WTO. 1996. Report (1996) of the Committee on Regional Trade Agreements to the General Council. WT/REG/2.

システミック・イシュー関連

WTO. 2002. Basic Information on Regional Trade. WT/REG/W/44.
WTO. 2000. Mapping of Regional Trade Agreements. WT/REG/W/41.
WTO. 2000. Basic Information on Regional Trade Agreements. WT/REG/W/39.
WTO. 2000. Further Work on Systemic Issues. WT/REG/W/38.
WTO. 2000. Synopsis of "Systemic" Issues Related to Regional Trade Agreements. WT/REG/W/37.
WTO. 1998. Communication from Hong Kong, China. WT/REG/W/31.

WTO. 1998. Communication from Japan. WT/REG/W/29.
WTO. 1998. Communication from Japan. WT/REG/W/28.
WTO. 1998. Statement by the Delegation of Hong Kong, China on Systemic Issues. WT/REG/W/27.
WTO. 1998. Inventory of Non-Tariff Provisions in Regional Trade Agreements. WT/REG/W/26.
WTO. 1998. Systemic Issues Related to “Other Regulations of Commerce ” - Revision. WT/REG/W/17/Rev.1.
WTO. 1998. Communication from Australia. WT/REG/W/22.
WTO. 1997. Communication from Hong Kong, China. WT/REG/W/19.
WTO. 1997. Communication from Australia. WT/REG/W/18.
WTO. 1997. Systemic Issues Related to “Other Regulations of Commerce ” - Addendum. WT/REG/W/17/Add.1.
WTO. 1997. Systemic Issues Related to “Other Regulations of Commerce ”. WT/REG/W/17.
WTO. 1997. Annotated Checklist of Systemic Issues. WT/REG/W/16.
WTO. 1997. Checklist of Systemic Issues Identified in the Context of the Examination of Regional Trade Agreements. WT/REG/W/12.

地域貿易協定委員会議事録

WTO. 2001. Note of the Meeting of 2-3 July 2001. WT/REG/M/29.
WTO. 2001. Note of the Meeting of 22 February 2001. WT/REG/M/28.
WTO. 2001. Note of the Meeting of 12-13 October and 17 November 2000. WT/REG/M/27.
WTO. 2000. Note of the Meeting of 6-7 July 2000. WT/REG/M/26.
WTO. 2000. Note of the Meeting of 29-30 March 2000. WT/REG/M/25.
WTO. 1999. Note of the Meeting of 22 September and 8 October 1999. WT/REG/M/24.
WTO. 1999. Note of the Meeting of 1-2 July. WT/REG/M/23.
WTO. 1999. Note of the Meeting of 29-30 April and 3 May 1999. WT/REG/M/22.
WTO. 1999. Note of the Meeting of 10 February 1999. WT/REG/M/21.

WTO. 1999. Note of the Meeting of 26 November and 2 December 1998.
WT/REG/M/20.

WTO. 1998. Note of the Meeting of 23-24 September 1998. WT/REG/M/19.

WTO. 1998. Note of the Meeting of 6-7 and 10 July 1998. WT/REG/M/18.

WTO. 1998. Note of the Meeting of 4-5 and 7-8 May 1998. WT/REG/M/17.

WTO. 1998. Note of the Meeting of 16-18 and 20 February 1998.
WT/REG/M/16.

WTO. 1998. Note of the Meeting of 27 November and 4-5 December 1997.
WT/REG/M/15.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 3-5 November 1997. WT/REG/M/14.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 14 July 1997. WT/REG/M/12.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 19-20 June 1997. WT/REG/M/11.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 28 April and 1-2 May 1997.
WT/REG/M/10.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 17 and 18 March 1997. WT/REG/M/9.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 19, 20, 21 and 24 February 1997.
WT/REG/M/8.

WTO. 1997. Note of the Meeting of 5, 6, and 8 November 1996. WT/REG/M/7.

WTO. 1996. Note of the Meeting of 31 October 1996. WT/REG/M/6.

WTO. 1996. Note of the Meeting of 7&11 October 1996. WT/REG/M/5.

WTO. 1996. Note of the Meeting of 17-20 September 1996. WT/REG/M/4.

WTO. 1996. Note of the Meeting of 29-31 July 1996. WT/REG/M/3.

WTO. 1996. Note of the Meeting of 2-3 July 1996. WT/REG/M/2.

WTO. 1996. Note of the Meeting of 21-22 May 1996. WT/REG/M/1.

<WTO 紛争処理関係文献>

WTO. 2002. Update of WTO Dispute Settlement. WT/DS/OV/8.

WTO. 2002. Update of WTO Dispute Settlement. WT/DS/OV/7.

紛争処理委員会年次報告書

WTO. 2001. Dispute Settlement Body - Annual Report (2001). WT/DSB/26.
WTO. 2000. Dispute Settlement Body - Annual Report (2000). WT/DSB/21.
WTO. 1999. Dispute Settlement Body - Annual Report (1999). WT/DSB/16.
WTO. 1998. Dispute Settlement Body - Annual Report (1998). WT/DSB/14.

関連紛争案件パネル報告・上級委員会報告

WTO. 1999. Turkey - Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products, Report of the Appellate Body. WT/DS34/AB/R.
WTO. 1999. Turkey - Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products, Report of the Panel. WT/DS34/R.
WTO. 1999. Argentina - Safeguard Measures on Imports of Footwear, Report of the Appellate Body. WT/DS121/AB/R.
WTO. 1999. Argentina - Safeguard Measures on Imports of Footwear, Report of the Panel. WT/DS121/R.
WTO. 2000. United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Wheat Gluten from the European Communities, Report of the Appellate Body. WT/DS166/AB/R.
WTO. 2000. United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Wheat Gluten from the European Communities, Report of the Panel. WT/DS166/R.
WTO. 2001. United States - Safeguard Measures on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb Meat from New Zealand and Australia, Report of the Appellate Body. WT/DS177/AB/R. WT/DS178/AB/R.
WTO. 2000. United States - Safeguard Measures on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb Meat from New Zealand and Australia, Report of the Panel. WT/DS177/R. WT/DS178/R.
WTO. 2001. United States - Transitional Safeguard Measure on Combed Cotton Yarn, Report of the Appellate Body. WT/DS192/AB/R.
WTO. 2001. United States - Transitional Safeguard Measure on Combed Cotton Yarn, Report of the Panel. WT/DS192/R.
WTO. 2002. United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Circular Welded Carbon Quality Line Pipe from Korea, Report of the

Appellate Body. WT/DS202/AB/R.
WTO. 2001. United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of
Circular Welded Carbon Quality Line Pipe from Korea, Report of the Panel.
WT/DS202/R.

<関連 ウェブサイト>

WTO <http://www.wto.org>
EU Trade http://europa.eu.int/comm/trade/index_en.htm
ANZCERTA http://www.dfat.gov.au/geo/new_zealand/anz_cer/anz_cer.html
EFTA <http://www.efta.int/structure/main/index.html>
APEC <http://www.apecsec.org.sg/>
NAFTA <http://www.nafta-sec-alena.org/english/index.htm>
FTAA http://www.ftaa-alca.org/alca_e.asp
USTR <http://www.ustr.gov/>
Foreign Trade Information Service <http://www.sice.oas.org/default.asp>

表 3.1 地域貿易協定における貿易救済措置の扱い

(1)関税同盟

	EU	EU-トルコ	MERCOSUR
アンチダンピング措置	不適用	不適用T	不適用T
補助金相殺関税措置	不適用	不適用T	不適用T
セーフガード措置	不適用	不適用	不適用
域内セーフガード措置	無し	無し	設置(94年まで)
競争政策	共有	共有	共通化
補助金政策	共有	共有	N.A.

(2)自由貿易協定

	EEA	EFTA	EFTA-シンガポール	EU-中東欧
アンチダンピング措置	不適用	不適用	不適用	存続*
補助金相殺関税措置	不適用	不適用	存続	不適用
セーフガード措置	存続*	存続*	存続	存続
域内セーフガード措置	無し	無し	設置(04年見直し)	無し
競争政策	共有	共有	協力	共有
補助金政策	共有	共有	言及無し	共有

	EU-メキシコ	NAFTA	加-チリ	加-イスラエル
アンチダンピング措置	存続	存続*	不適用T	存続
補助金相殺関税措置	存続	存続*	存続*	存続
セーフガード措置	存続	不適用*	不適用*	不適用*
域内セーフガード措置	無し	設置(04年まで)	設置(03年まで)	設置(99年まで)
競争政策	協力	協力	協力	協力
補助金政策	言及なし	言及なし	協力	協力

	AFTA	ANZCERTA	NZ-シンガポール	日-シンガポール
アンチダンピング措置	存続*	不適用	存続*	存続*
補助金相殺関税措置	存続*	存続*	存続*	存続
セーフガード措置	存続*	不適用	不適用	存続
域内セーフガード措置	設置	設置(90年まで)	無し	設置(12年まで)
競争政策	言及なし	協力	協力	協力
補助金政策	言及なし	協力	協力	言及なし

(3)その他

	FTAA (交渉中)	APEC	EU-MERCOSUR (交渉中)
アンチダンピング措置	存続*?	存続	存続?
補助金相殺関税措置	存続*?	存続	存続?
セーフガード措置	不適用*?	存続	存続?
域内セーフガード措置	設置?	無し	無し?
競争政策	協力?	協力	協力?
補助金政策	協力?	言及なし	協力?

注1)存続*は、発動することはできるが、規律の強化等付加的な取り決めが行われているもの。

注2)不適用Tは、移行期間についてのみ発動を認めるもの。

注3)不適用*は、原則不適用。域内国からの輸入の影響が特に大きい場合のみ発動を認めるもの。

注4)ここでのセーフガード措置は、GATT 19条タイプの輸入の急増に対するもの。